

(明治二十五年七月六日 遞信省認可)

監獄學雜誌



第四卷第四号

目 録

- 小野田警保局長ヲ迎フ(承前)……………(一丁)
- 論說……………(四丁)
- 巡回所見雜記 第七
犯罪者寫眞ノ必要及其費用ノ出處ニ就テ 小浪華 嶺山 生
- 監獄鼓吹(承前) 龍 涯 生
- 翻譯
分房監獄ハ如何ナル標準ニ依リ建築スヘキヤ(承前)……………(一五丁)
- 獨逸モアビツト監獄典獄クロイ子稿 山上義雄譯
- 教誨……………(一九丁)
- 臨房教誨 樺 戸 原 胤 昭
- 雜錄……………(二二丁)
- 德義ノ廢頓
工場看守担任及勤務法ニ就テ 綠 々 生
- 倍氏監獄衛生論ニ就テ
- 監獄巡査者「ロング」ニ就テ 天 龍 居士
- 出獄人保護組合ニ就テ……………(二九丁)
- 通信……………
- 數拾件……………
- 海外通信……………(三一丁)
- 不定期刑ノ事ニ就テ……………(三三丁)
- 雜報……………
- 數拾件……………(四三丁)
- 寄書……………
- 監獄改良ノ前途 在 楊 木 合 宿 生
- 蒼海一滴……………(四七丁)
- 監獄論(承前)……………(五一丁)

警察監獄學會發兌

●會 告

●本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラントヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄學雜誌

壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
 前金五錢五厘(全 上)

●全 署内五名以上購讀ノ向ハ

壹部

前金五錢五厘(全 上)

●一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク

●又一署内十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜則

●監獄學雜誌ヲ本會ニ向ケ直接注文セラル、其ハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、者ハ其衙名官職名)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ

●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ニハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ

●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ亦前金拂込ノ向ヘハ濟印ヲ押捺スルヲ例トス

●本會ニ向ケ直接雜誌代金ヲ送付セラル、其ハ爲換ノ宛名ハ本會會計部トシ東京四谷郵便支局ニ向ケ拂込アルヘシ

●通運便ニ付セラル、其ハ其持込貨ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、其ハ五厘切手一割増タルヘシ

●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ

●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

發行所

警察 監 獄 學 會

監獄學雜誌第四卷第四號

●小野田警保局長を迎ふ

(承前)

監獄學雜誌記者

窮鳥懷に入るときは心なき獵師も之を救護す、予輩固より斯の事業を以て窮鳥に比喩せんと欲する者にはあらざれども然かも斯の事業の間歴及び今日の境遇に就て仔細に其の實況を省察するときには少くも高く九霄に翺翔して萬里の風に長鳴するの自由鳥に比すべきにあらざるは明らかなり、曾つて獨立したる部局を中央内務の一角に領有せし所のもの、今は全く緣故もなき或る部局の一隅に寄食するの否運に陥り。幸に高等行政官吏の班に斯の事業の代表者を列せしむるを得るに至りたるも其の位階及び俸給は尙ほ區々たる警察長吏だに比肩する能はず。地方行政廳に獨立したる一部を劃成する所のもの、其の基礎果して大盤石なるや否や、時に神經家をして疑懼の念を起さしむる所なき能はず。白眼以て之を冷遇する者果して社會、門外漢のみあるや否や、地方幾多の白頭顱、職に監獄管理の重任に當る所の令尹にして、能く監獄事業の性質を解し之を改良し之を發達せしめんと盡瘁する者、果して幾何ある、少くも之れが改良發達を妨害せざる者、果して幾何かある、貴重なる典獄の位置を以て時として屬官の古物、郡吏、警察吏の老物を退隱せしむるの慈惠所と見做されたるやの感を起したることなきや否や。監獄費國庫支辨の聲徒らに高かりしも今は消えて跡なき野末の露と一般、早早、之れが爲めに終に蘇せず、或は反つて前途、是れより益々多難の兆あらんとす、予輩必走しも彼の警吏の擬軍服を羨むものに非ず然かも看守長、現今の服制は比較

的に其の職務に對し將た社會に向つて相當の品位及び威嚴を保つに足るや否やを疑はざるを得ず、彼れが舊服制にして其の品位及び威嚴を保つに不十分なりと言はれ此れも亦た爾かあらざるを得ず、然るに此れを捨て先づ彼れを取る、豈に多少の感なきを得んや、又彼の監獄事業の基礎となり四肢となり、最も直接必要の機關として愛重すべき所の看守を見よ、如何に誠實に其の繁勞多くして且つ責任重き劇職に忠勤しつゝあるかを觀察せよ、驕つて又如何に彼れ誠實の能吏が政府及び社會より其の忠勤に報酬せられつゝあるかを稽查せよ、彼れの目に果して彼の巡查あきか、自家の境遇を以て之を巡查の職務及び報酬に比較するの智慮なきか、之を比較して彼れ果して如何の感想を起すべき、予輩之を想ふことに未だ曾て我が道友の廉潔、能く道に盡すの忠誠に感嘆せんばあらざるなり、予輩、亦た常に是を以て他に誇る、然れども局に當る者必らずしも平ならざるが爲めに之を看過すべしとは言ふべからず、予輩は早晚、必らず大に監獄事業の張弛に影響を及ぼすべきものあるを信じて疑はず、現在及び未來の事、今後た之を言ふの要なし、唯だ夫れ既往、何が故に斯くの如き厚薄、其の衡を失するに至りたるやの問題に就ては予輩、豈に何人かに就て其の解答を求めざるを得んや尙ほ又此の監獄事業なるものは既往は勿論現今に於ても其の目的及び性質の深く世人に知られざるが爲めに動もすれば輒ち曲論邪說の中傷を受けやすく既に開かんとしては塞がれ發せんとしては抑へられたること前後其の幾回なるを知らず、之を塞ぐ者は誰ぞ之を抑ふる者は何人ぞや、一聲天外に聞へて万衆、之れに盲和し、局に當る者亦た終に其の耳を聳す、天外に發するの聲は清曉なり、曲論邪說の盲和するものあるが爲めに渾濁となる、半知の學者、半識の有力者、動もすれば

輒ち曲論邪說の泉源たり易し、之を既往に徴して亦た深く將來を慮らずんばあらざるなり之を要するに監獄事業は不幸にして尙ほ未だ其の改良發達に必要な基礎、組織及び榮養を具備せざるあり、之を具備せしめんとして尙ほ其の改良發達の遅々を責む抑も亦た酷ならずや之を責むるは善し宜しく先づ慈親の恩を垂れよ、彼れに與ふるが如く我れにも亦た相當の教育費を惠與せよ、優俸を懸けて之を待たば必らず卓見博識の教父を得ん、書を購ふに吝あらずんば必らず大に智識を世界に求むることを得ん、斯くの如くにして我れ尙ほ發達進歩の成績を示さずんば謹んで慈親の鞭下に甘死するより外あらざるあり、嗚呼此の憐れむべき境遇に彷徨する所の者、縦令ひ窮鳥あらざるも少くも伴侶を失したるの孤鳥なり日、暮れて途、遠ふし、幸に今、閣下を得て之れに投ず是れ豈に閣下の剛愎能く救ひ仁慈能く憐れむの徳を慕ふたるに由るなきを得んや閣下請ふ深く此の事業の經歷と現今の境遇とを明察し大に善後の大計を考究せよ、監獄改良家の泰斗として尊重する所の者、歐洲にあつてはジョン・ホワルドを推す、人或は閣下を以て東洋のジョン・ホワルドに擬せんを其の當れるや否やは請ふ之を他日に期せん、希望も亦た是れ一の大なる慶事なり、予輩實に閣下の爲めに多望を斯道の前途に屬す茲に閣下を歡迎するに當り聊か素懷を述べて希望を表し謹んで小野田警保局長閣下の萬歳を祈る

(完)

論說

●巡回所見雜記第七

岳 洋 生

身分帳簿、原語に之を「ペルソナル、アクテン」と稱す或は身上書類綴と譯するを穩當なりとは信ずれども既に久しく慣用し來りたることあるが故に今殊更に之を改題するの必要もあらざるべし、兎に角、此の身分帳簿と稱するものは在監人各自の身分票、懲罰票、領置票、作業票、行狀票等は勿論其の在監中に於ける身上關係の書類は總べて之を合括し置く所の一件綴を指すものなりと解すれば則ち可なり而して此の帳簿の目的及効用は成るべく餘分の時間と手数とを省略し繁雜錯雜なる獄務總轄の局に當る所の典獄をして一日の下に幾多の在監人の個人的關係を詳悉し據つて以て適實罰當の處遇を爲し得る所あらしめんとするにあり若し夫れ之れに據つて在監人個人的關係を適實に詳悉する能はざることありとせんか或は之れが爲め反つて餘分の時間と手数とを要するが如きことありとせんか將た若くは典獄に於て毫も自らが在監人處遇上に關係するが如きことなしとせんか身分帳簿なるものは寧ろ全然之を實行せざるに如かざるあり、今、身分帳簿實施の狀況に就て之れを觀るに所謂身分票なるものは多くは名籍を以て之れに代へ（永久保存に屬すべき名籍即ち四名原簿を以て身分票に代用するの大誤謬たること勿論なりと雖も是れ現行名籍の様式の不完全あること亦與つて力あるが故に之を改められざる以上は強て當務者のみを責むべからざるの事情ありと信ず）或は名籍の外仍ば別に精密なる様式を備へたる身分票を附するものあり而して此身分票あるもの其實、名籍記載の事項を重複したるに過ぎずして之れに漏れたるものは身分票も亦た之を欠

如すと云ふが如きあり、或は所謂身分帳簿と稱するものは唯だ名籍若くは身分票及び裁判宣告書行刑指揮書等僅々二三の書類を一括したるものに過ぎざるが如きあり或は懲罰票作業票行狀票等の備へあれども唯だ空白に存して當初より全く之れが記入を欠くものあり、其の偶々記入あるものは一回若くは二回のみにて爾後の異動は更らに之を記入せざるものあり、其の記入あるもの、之を原簿（懲罰簿日課簿等）に照せば輒ち互ひに相符合せざるものあり之を要するに身分帳簿あるものは空しく儀式的外觀を装ふものたるに止まり以て現實の個人的關係を總察するに足らず之を詳悉せんと欲せば勢ひ幾多の時間と手数とを要して不整理に各課に散綴しある所の山の如く將た林の如き書類又は帳簿の内より涉獵詮鑿し來らざるを得ざるもの殆んど比々皆是れなりと謂ふも誣言に非ず、而して斯くの如き實況にて典獄尙は不便を感ぜざること一應は即ち甚だ怪むべきが如くなりと雖ども其の實相を査するときは決して怪むに足るべからざるものあるを知る何とあれば賞罰と云ひ作業と云ひ遇囚に關する凡べての事項殆んど典獄直接に之れに當らざるあり偶々之れに當ると稱するものあるも個人的關係に適應せしむると云ふの點は殆んど之を顧みざるものゝ如し語を換へて之を言へば典獄は其身曾つて在監人個人的關係を詳悉するの必要を感ぜざるなり手輩をして若し忌憚なく今日の或る部分に於ける實況を評せしめば身分帳簿なるもの典獄の身に取ては之れなきも可なり之れあるも可なり、精密固とより妨げき疎畧亦た敢て咎むる所にあらず之を利用し若くは之れに據て便利を感ずる者其の實典獄に非ずして其屬僚なり是に於て乎即ち身分帳簿は庶務課をして之を管掌せしめんより寧ろ警守課をして之を管掌せしむべしとの誤想を懷く者あるを見、甚しきは典獄自ら之を口に

いて怪まる者あるに至る身分帳簿の目的と効用とは此に至て全く滅却し了せりと謂ふべきあり身分帳簿に就ては尙ほ十分鄙見のある所を開陳せんと豫期せしが之れが爲め徒らに他の事項に論及するの機を後れしめんことを恐れ姑らく左に唯だ簡單予が此の帳簿に關する冀望を述べて當局者の參考に供すべし

(一) 身分帳簿は之れをして眞に典獄の座右に一刻も欠くべからざる要具たらしむべきこと
(二) 斯る要具たらしめんには囚人の身上、少くも作業、賞罰、健康、別異、宗教、教育、工錢等、苟くも遇囚上必要の事項は總べて概括的現實且謹嚴に之を照明し置くことを要す

(三) 身分帳簿を實施する上は之れが臺帳となるべきもの即ち名籍、懲罰、原簿、作業及監房簿等の帳簿は出來あたるだけ成るべく重視の様式を省略するの注意あるを要す尤も短期囚即ち凡る三ヶ月以下の囚徒に關するものゝ如きは故らに身分帳簿を作るまでの必要あるを見す宜しく緩急を計り便宜其の手續を省略する所ありて可なり

(四) 新入者に就ての身分帳簿は遅くも其の新入の翌日中までには各課所の回達記入を完了するを要す蓋し新入(囚人)の間隙こそ最も適實の遇囚をなすの必要ありまた將來に於て遇囚上、適實を期し得べき材料を取取るの好機會なるが故に典獄を始め教誨師其の他の典獄官吏に於て最も多く且つ成るべく早く此の帳簿を利用するの必要あるを以てなり

(五) 凡る物、用ふるに由て起り、用ひざれば則ち廢たる、之を用ふることを益を多く且つ切なるに従て愈々(ヨリ)善く整頓發達す、身分帳簿を完成せしめんと欲せば其の方法は善かれ悪かれ先づ兎も角も典獄

に於て頻々之を利用すること、を務むるに如かず、綠卓の上曾つて、一本の身分帳簿を留めず偶々之を留むるも曾つて之を披閱せず、犯罪の由來を察せず、個人の品性を詳かにせず、如何してか之を犯罪の魔界より救護すべきやの問題の如きは曾つて一たびも此に顧慮したることあらざるものゝ如く深奥たる社會學の眞理は此の一片の簿書の内に包蔵せられ之を開き之を究むるときは古人の未だ想ひ到らざる天則の存在を發見し據て以て不抜なる行刑學の新基礎を創始し得るに至るべきを察せず、唯だ或る事故(賞罰等の場合に於て)に餘義なくせられて止むなく開披一番官印を捺す而して其の何の爲めに捺印したるやば僅かに數分時間を経れば則ち復た其の記憶に留まらず、若し夫れ万々一にも典獄の身分帳簿に對するところ斯くの如く冷淡なるものありとせんか如何んぞ能く身分帳簿の効用目的を完成し得べけんや、儀式的贅物として厄介視せらるゝに至るべきは論を俟たず

入監出監の手續に就ては閱歷する所當局者の改良と稱するもの予輩をして反て其の大ある不改良に驚嘆せしめたるもの殆んど到る所皆然りと謂ふも可なり何ぞや曰く新入房及び放免房のこと則ち是れなり若し單に我國にあつても彼の獨逸に於けるが如く特に新入及び放免に際する囚人の爲めに監房を備へ前後幾日、此に拘禁して靜坐休業する方法を實行しありと言はゞ獄事の改良は實に意外の點にまで進歩したりとの感起すべしと雖ども然かも退て其の實況を精察するときは完全なる獨逸の獄制は如何なればこそ斯くまでに誤解せられたるかを怪み且つ悲まざるばあらず請ふ左に予が多くの地方に於て實見したる所の一斑を概略述せん

(以下次號)

●犯罪者寫眞ノ必要及其費用ノ出處ニ就テ 小浪華 痴 山 生

社會万般ノ事物日ニ月ニ進歩シ益精細緻密ヲ加フルニ從ヒ犯罪ノ方法モ亦之レニ伴ヒ倍好點狡猾ニ赴キ或ハ族籍氏名ヲ詐稱シ或ハ前科ヲ包藏隱蔽シ巧ニ法網ヲ脱シ或ハ刑ノ加重ヲ免ル、モノ日ニ多キヲ加フ今ニシテ之ヲ防遏スルノ良法ヲ考案セズンバ恐ラクハ刑罰ノ威嚴ヲ損スルニ至ラン局ニ當ルモノ豈等閑ニ付シテ可ナランヤ

近來監獄ノ事業亦較緻密周到ノ緒ニ就キ四人ノ身分調査ノ如キモ獨逸監獄法囚人身分帳簿ニ屬スル原籍所轄ノ警察署ニ對シ身分調査ヲ實行セシ以來頗ル好果ヲ得ルモノ、如シ故ニ單ニ族籍ノミヲ詐稱シ或ハ前科ヲ包藏スルモノ、如キハ其身分調査ノ際ニ於テ容易ニ其信否ヲ確メ正實ヲ知ルヲ得ベシト雖ヒ全ク其族籍氏名ヲ詐稱シ或ハ知人朋友ノ族籍氏名ヲ取テ以テ已レノ族籍氏名ト詐リ甚シキニ至リテハ既ニ死亡シタルモノ、族籍氏名ヲ稱シテ刑ヲ受クルモノ往々ニシテ之レアリ斯ノ如キニ至リテハ其身分調査ニ於テ如何ニ緻密ヲ加ヘ其照會往答再三再四ニ涉リ焦心苦慮實ニ言フ可カラザルノ手數ト時日ヲ費消スト雖ヒ其正確ヲ得ル實ニ至難ナルノミナラズ遂ニ彼レカ詐稱ヲ正シ隱蔽ヲ知ル能ハズシテ止ミ常ニ彼等好點狡猾ノ徒ノタメニ愚弄セラル、ノ感ナキ能ハズ果シテ斯ノ如クシバ刑罰ノ神聖治獄ノ尊嚴夫レ何處ニアル實ニ遺憾ノ極ナリト言フ可シ先年司法省ニ於テ犯罪人名索引ナルモノヲ編製シ前科包藏ヲ防ク、便ニ供シタリト聞ク然レヒ斯ハ單ニ前科包藏ヲ防グニ止マリ族籍氏名ヲ詐稱スルモノニ至リテハ此索引モ亦用ユルニ所ナカル

可シ然ラバ之ヲ防遏スルノ良法大キカ余ノ考案ヲ以テセバ總テノ受刑者ヲ寫眞シ特徴ノ最モナルモノハ之ヲ其裏面ニ摘記シ置キ之ヲ其身分照會書ニ添付シ調査ノ材料トシタラシニハ彼等ノ奸計毒謀ヲ看破シ容易ニ其正確ヲ知ルヲ得ルニ至ラン然ルニ人アリ曰ク其眞影ニ依リ詐稱隱蔽ヲ防グ可ハ則チ可ナルベシト雖ヒ之ヲ全國ノ監獄警察裁判所等ニ普ク備ヘ置カザル可カラズ犯罪者ハ一警察一監獄ノ部内ニ於テノミ犯罪ヲ再ヒスルモノニアラズ又族籍氏名ヲ詐稱スルモノニアラズ然ラバ甲監獄署ニ於テ寫眞シ置クト雖ヒ乙丙ノ警察監獄ニ於テ族籍氏名ヲ詐稱シ前科ヲ包藏シタル時ハ甲署ノ寫眞實ニ畫餅タルノミ亦何ノ用ヲ爲サンヤト夫レ然リ之ヲ全國ニ配布シ置ク余モ亦大ニ希望スル所ナリト雖ヒ現時ノ狀況ニ於テ其多額ノ費用到底支出ノ途ナキヲ如何セン又其手數艱難彼此其繁ニ堪ヘズ所謂鶏ヲ割クニ牛刀ヲ用フルノ嫌アルヲ如何セン是蓋シ言フ可クシテ行フ可カラザル極端ノ論議タルノミ論者ノ言フ如ク一監獄署ニ於テノミ之ヲ撮影スルハ他官衙ノ捜査ニ毫モ便益ヲ與ヘザルガ如シト雖ヒ犯罪者ノ多數ハ主モ一二地方部内ニ於テ再三再四犯罪ヲ爲スモノニシテ數百里外遠隔ノ地ニ輾轉移動スルモノ實ニ僅々タル少數ニ過ギザルハ實驗ニ徴シテ明ナリ然レヒ是レガ撮影ヲ要スル所以ノモノハ司獄官如何ニ強記ナリト雖ヒ如何ニ炯眼炬ノ如シト雖ヒ出入頻繁ナル幾百千人罪囚ニ對シ一々其面貌容姿ヲ知り族籍氏名ヲ記臆シ得ベキモノニアラズ從テ彼等ノ詐稱ヲ疑ヒ隱蔽ヲ臆想スト雖ヒ之レカ信否ヲ確ムルノ良好方便ナキヲ以テ其臆測ノミニ依テ容易ニ彼等ニ強ユルヲ能ハズシテ遂ニ彼等ノ奸計ニ陷ルノ遺憾ナキ能ハサレバナリ

今其撮影費用ヲ一人ニ付十錢乃至十五錢ト假定スルモ頗ル多額ニ昇ル可シト雖ヒ刑罰ノ神聖治獄ノ威嚴ヲ

維持スルニ於テ行刑ノ目的ヲ達シ治獄ノ要務ヲ整理スルニ於テ而カモ缺ク可カラザル至重至大ノ必要手段ナルヲ以テ百事駁々日ニ新ナルノ今日ニアリテハ些細ノ情實ハ斷々乎トシテ之ヲ排除シ以テ彼等ノ奸計毒謀ヲ防カザル可カラズ然ラズンバ獄務ノ整理將タ何レノ日ニ於テ視ルヲ得ン刑罰ノ威嚴何ヲ以テ維持スルヲ得可ケンヤ今日ノ獄務ニ於テ改良ヲ謀リ整理ヲ講セサル可カラサルノ點實ニ多々數フルニ違アラザルヘシト雖ヒ其多クハ内部ノ整理改良ノミ内部ノ整理改良固ヨリ輕々ニ付シ去ル可カラザルハ言フ俟ダズ然レニ之ヲ在監人ノ族籍氏名ヲ詐稱シ前科ヲ包藏隱蔽シテ裁判官司獄官ヲ瞞着愚弄シ巧ミニ法網ヲ脱シ刑罰ヲ免カレ法律ノ神聖行刑ノ尊嚴ヲ蔑如汚損スルモノヲ防遏スルニ比シテ夫レ何レカ重ク何レカ輕キヤ敢テ喋々俟タスシテ既ニ明々瞭々ナラシ夫レ然リ果シテ攝影ハ此奸計毒謀ヲ防止スルニ恰當ノ良法ナリトセバ其費用ハ何レヨリ之ヲ支出ス可キ乎ヲ研究セザル可カラズ之ヲ地方税ノ負擔ニ歸センカ否監獄費ノ全部ハ地方税ノ負擔スル所ナリト雖ヒ尙他ニ之ヲ支辨シテ餘リアル當然ノ資途アルヲ知ル次ニ聊カ之ヲ述ベン吾國現行ノ法律ハ囚人傭工錢ノ幾分ヲ以テ其本人ノ權利トシテ之ヲ取扱ルモノ、如シ尤モ或場合ニ於テハ恩惠トスルガ如キヲナキニアラズト雖ヒ畢竟其工錢ハ歩合ヲ變更増減シ又ハ剝奪沒收スル等ノ如キ變則的取扱ヲ許サルヲ以テ見ルモ正ニ權利トシテ之ヲ給與シツアルモノ、如シ然レハ此工錢ノ果シテ權利的性質ノモノナルヤ將タ恩惠ニ出ヅルモノナルヤニ就テハ先輩監獄家ニ於テ一ノ疑點トスル處ニシテ未ダ其何レカ是何レカ非ナルヲ容易ニ判ス可カラズト雖ヒ抑モ囚人ノ勞役ヨリ生ズル工錢タルヤ國家ガ國家生存ノ基礎即刑罰權執行ノ結果ニシテ其刑罰ノ執行ハ苟モ正理ヲ缺キ公義ニ戾ラザルニ於テハ之レヨリ生ズ

ル工錢ハ無論國家ノ權利ニ歸スベキモノニシテ囚人ノ之レガ幾分ヲ取得スルノ權利アル可カラザルヲ素ヨリ明了ナリ然レハ國家ハ眞ノ恩惠ヲ以テ其工錢ノ幾分ヲ給與シ一ハ以テ刑餘饑渴ニ迫ルノ急ヲ救ヒ一ハ以テ正業ヲ營ムノ資ノ幾分ヲ補助スルニ外ナラザルナリ現ニ歐洲各國中監獄事業ノ最モ發達シ最モ進歩シツアル獨乙聯邦邦漏西國ノ如キハ工錢ハ囚人ノ決シテ之レガ給與ヲ請求スルガ如キ權利ヲ有スルモノニアラズ然レハ之ヲ給與スルハ素法律ノ恩典ニ出ルモノナリトナシ其割合ノ如キモ單ニ其範圍ヲ規定スルノミニシテ其範圍内ニ於テ各個囚人ノ品行技能及ヒ勉否ヲ監査精察シテ其給與額ヲ料定スルモノナリト聞ク吾國現行ノ法律ニ於テハ既ニ述ブルガ如ク全ク之ヲ權利ニ歸シアルガ如キヲ以テ此法文ノ下ニ在リテハ之レガ増減變更ヲ許サズト雖ヒ果シテ恩惠的性質ノモノナラシニハ學國ノ法ニ倣ヒ否正理公義ニ基キ恩惠的ノ取扱即ち單ニ其最高程度ヲ規定シ其範圍ニ於テ各囚人ノ技能勉否及在監中ノ品行如何ヲ監察シテ之レガ給與額ヲ料定スルノ法ヲ探ラザルヲ勿論ナル可シ此法ニシテ果シテ實行ヲ得ルニ至ラバ各個給與工錢ノ内ヨリ撮影費ヲ支辨シテ實ニ餘リアルニ至ラン而シテ其結果トシテ一方ニハ地方人民ヲシテ重クテ多額ノ費用ヲ負擔セシムルノ煩累ヲ省キ一方ニハ彼等奸黠狡猾ノ徒ノ惡計毒謀ヲ防ギ刑罰ノ神聖行刑ノ尊嚴ヲ汚濁度如セラル、ガ如キ虞ナキノミナラズ益獄務ノ改良整理ヲ計圖スルノ効益利便豈少トシナラシヤ

監獄鼓吹

(承前)

本題は前々號に於て同人大嶋吉太郎氏が彩筆を振はれし題目なり、當時予は次號に於て氏が續稿を閲讀し得べきを樂み居たるに終に見る能はざるの運命となれり、見るこ能はざるを知るに及んでや之を見んと欲するの念愈々切、然れども到底終に見る能はず、悲ひ夫實に氏は之を讀者に見へし最後の作として杳然天國に遊べるなり、嗚呼何ぞ春天恨思多くして意舒びざるや花信緣音几下に塵集するも亦意とするに足らず窓前把て今は遺稿に屬する監獄鼓吹を讀む再三再四覺へず涕淚滂沱たり、深く憾む氏をして此篇を全ふせしむる能はずして終に呼不應の境に赴かしめしを、是に於てか一片の至情止むなく不敏を驅て筆を援る謂へらく氏が遺志を紹ぐは是れ亦微志亡友に酬ゆるの一端なりと素より續貂狗尾の請は予の免れざる所然れども讀者諸君故友の特に掲出したる題目に因みて一讀せらるれば幸甚し

龍 涯 生 識 す

第三 犯罪の原因

人性果して善なる乎這々蠢々乎として行動するの兒輩も尙嬉戯の際に在て喧争し遂に他を泣叫せしむるものあり夫の蛆虫の如き單に行動するもの焉んぞ能く得て善惡を知らむや唯我あるを知るのみ人性果して惡からん歟幸ふして偏言を知るの兒輩も尙同友の來るあれば自己の最も愛惜する乳房を薦むるにあらまや偏言を語るの輩焉んぞ能く得て善惡を知らむや唯愛あるを知るのみ、人性善からま惡ならずんば夫れ哲者の所謂空なるもの乎予は寧ろ此言を信せんと欲す若し夫れ知覺を失ふたるに痴呆の言動も尙指して善と謂は

や之れも善と名けん醉狂是非をも知らざる者の行爲を採て惡とせば之れも亦惡と爲さん善惡の在る所唯之れを知る者に在て存し得べきなり焉んぞ又能く痴呆醉狂者の言動を以て直に其人の善惡を品厲するを得んや人性を論する真に難ひ哉余輩淺學這般の大問題を追究するの腦力なきなり然れども亦兒の無邪氣なる玲瓏鏡の如く明かに周邊の言動を描寫し清澄水の如く如何ある色彩に遭ふも亦能く相和するは世人の既に認識する所なり、犯罪の因を爲すもの實に此裡にあり少くとも不良の心は外圍の醜汚ある空氣に綜着し以て自ら自家の性を作り之を外形に發しては德義の敗壞者たるなり故に人文蒙昧の時代に在ても識者は夙に胎教の道を重んじ最も意を兒童の教育に注がざるはあし、余は將に言はむとす兒子の犯罪は其罪因父母に在て兒子に非ざるなりと、何とあれば柔懦無邪氣なる兒子は家庭教育の良否に依て將來其兒の善惡を岐つべきものにして事實は續々吾人に犯罪は行爲者の父母其責任を全ふせざるの過失たるを證し來ればなり世の父母たる者豈深く鑑戒する所なくして可ならんや此理を大にして社會は一國の風紀を維持せんが爲に教育を盛にし殖産工業の道を闢き宗教の特むべきを示し積極的に國の品位を高むるの手段を探るの必要を生ず犯罪者は又此社會的事業に無頓着あるあり無頓着の念愈々發生し益々舒長し習ひ第二の性を作り遂に法律の尊ぶべく恐るべきも蔑視するに至る故に犯罪者は殆んど總て德義の制裁を超越したるものにして即ち不良心の第二の階級に到りたるものあり之れが爲に社會は亦犯罪を矯戒防制せんが爲め監獄なる消極的の機關を生ずるに至る誠に己むを得ざるあり

犯罪者は實に一種の疾病に罹りたるものなり、一たび此病に犯されるときは之を治癒する頗る難し獨り

難さのみならず全く不治の症に陥りたる者あり故に之れを治せんとする須く其病源の因て來る所を究め適應の方劑を施さざる可からず徒に姑息の手段を採り以て一日を曠ふせんことは今の治獄家の當に爲さる所なるべし我輩をして監獄は司法官に依て宣告せられたる期間拘禁するを以て其官能となすと思はしめば亦斯る無用の辯を費さざるべし然れども少くも監獄は其門を潜る不良の兒をして歸正の良民たらしめ出でしむる所ありとの責務を有するものとせば深く斯道の研究を爲し朝野共に協力するにあらずんば到底改善濟美の域に達せしむる能はざるなり

今、若し單純ある定義を犯罪に下さば犯罪とは國家の生存を保つに必要な法律の制裁を破りたる所爲と謂ふに外あらざる而して其の之れに至らしむるの近接原因を分て三、曰く一天然的原因二社會的原因三人類的原因とす

一 天然的原因

自己を周圍する造化の作用に依て犯罪に陥らしむるもの之れを名けて天然的原因と謂ふ即ち季候、土地等によて犯罪の原因を爲すものなり

古語に「強固ある精神は健康なる身体に宿す」と人性の秘奥を示せし如し實に身心の關係は其相離るべからざることを猶ほ影の形に副ふが如く響の物に應ずるが如し而して外圍か季候土地等の變遷は人類生活の責務上に關係を及ぼすこと至大にして夫の夏時に在ては身心の弛緩を來すと同時に犯罪の數を増加し又躊躇したる土地に在る者は身心の萎靡として振はざるを以て從て犯罪の數を増加するあるは既に統計上爭ふ可

からざるの事實なりと謂ふべし蓋し斯の如く身心に及ぼす所の因を爲すものは實に外圍の勇氣あればなり余は今其例三四を擧げ以て其關係の如何を示さんと欲す尙ほ詳細を知らんと欲せば宜しく本誌前號に錄せる季候と犯罪の關係を參看すべし

- (一) 偶發犯者は夜間に多し夜間は固より犯罪を行ふに好機會ありと雖も心神の自ら不快あるもの多きに因る
- (二) 凡ての犯罪に於て夏期は冬期より多し
- (三) 春期は自殺を行ふ者多し
- (四) 暖國は寒國より割合に犯罪多し
- (五) 海邊に於ては姦淫の犯罪多し
- (六) 濕氣多き土地は乾燥なる土地より犯罪多し

(未完)

翻譯

獨逸モアヒット監獄典獄

クロイ子稿

山上義雄譯

十病 監

●分房監獄ハ如何ナル標準
ニ依リ建築スヘキヤ (承前)

病監ハ外部ヨリ通見スル能ハサル廊下ヲ以テ直角形ニ事務翼入口ト連續セシメ別區劃内ニ東南ノ向位ヲ正面トシテ建築スヘシ其建坪ハ病監敷地ノ三分ノ一

乃至二分ノ一チ程度トシ三分ノ一ヲ分房病監トシ三分ノ二ヲ雜居病監トス病室一室ニハ三人乃至五人ノ病囚ヲ容ル、モノトス分房病監ノ積ハ三十乃至四十立方米突ナルヲ要シ雜居病監ハ一人二十五立方米突ナルヲ要ス病監ハ地下層ヲ設ケ二階ノ建造物トシ雜居病監ノ一方ニハ幅三米突ノ窓ヲ有スル廊下ヲ設ケ若シ分房病監ト該廊下ト對向スル時ハ通見シ得サラシメンカ爲メ曇硝子ヲ用ヒサル可ラス廊下ハアスハルトヲ使用シテ設クルモノトス而シテ病監ニハ總テ普通ノ硝子ヲ有スル大窓ヲ付スヘシ病監ノ暖室用トシテハ經濟上及實際上置煖爐最可ナルモノニシテ同時ニ通氣器ニ兼用スルヲ得ルナリ天井及床板ニハ排氣孔ヲ設ケ腐敗シタル空氣ヲ排泄セシムルヲ要ス病監ニ於テハ磁製洗流便器ヲ備付シ寢臺ハ普通病院用ノモノト同一ノモノヲ使用ス其他一階ニハ診察所、藥局、病監番守室、湯呑所、浴室及便所付水浴室ヲ置ク地下層ハ屍室、解剖室、洗濯場、疥癬室、消毒室及物置ニ充用スルモノトス屋根下層ハ可成使用セザルヲ可トス地下層、廊下、湯呑所、浴室及水浴室ノ床ハアスハルト塗トシ病室診察所、看守室ノ床ハ木造トス壁ハ總テペンキ塗ト爲シ洗滌ニ便ナラシムルヲ要ス

十一 炊場及洗濯場

炊場及洗濯場ハ他ト全然區劃シ地下層ヲ設ケス一階トシ假設物樣ニ構造スルヲ可トス炊所洗濯場ハ境壁ヲ嚴ニシ相接續シテ建築シ煙筒ヲ兩用ニ使用シ得セシムルモノトス兩者ノ境壁ニハ開閉スヘカラサル堅牢ノ窓ヲ付シ一方ニ於テ看守者アラザル場合ニ他ノ一方ノ看守之ヲ同時ニ看視スルノ便ニ供ス炊場及洗濯場ハ蒸氣ヲシテ速ニ冷却スルコトナカラシメンガ爲メ高ク建築スルヲ不利ナリトス天井ハ鐵梁ノ上ニ設ケ床ハセメントチ以テ充分ナル勾配ヲ付シテ之ヲ造リ水分ノ退却ヲ最モ速カナラシムルヲ要ス炊場及洗濯場ニ蒸氣機罐ヲ用ユルコトハ何レノ場合ニ於テモ避ケザルベカラズ炊釜及洗濯釜ハ直接ニ焚火スルヲ可ナリトス乾燥機ハ之ヲ洗濯場ノ床上ニ据エ付ケ相當ノ暖氣機ヲ備フ

物置ハ炊所及洗濯場ニ接近シテ建築シ其背面ノ壁ハ境壁ノ一部ヲラシメザルベカラズ境壁其他ノ部分ハ三乃至四米突ノ高サト爲シ周壁ト接合セザル樣設クルヲ要ス病監及炊所ノ境壁ハ周壁ト凡ソ五米突ノ距離ニ於テ平行セシメ其間ヲ巡警路トス

十二 周 壁

周壁ノ延長ハ建物ノ大小ニ依リ異ナルヘシト雖モ可成短縮シ建築費ヲ節省セサルヘカラス高サハ四、五〇米突ヲ以テ充分ナリトス然レト特ニ其勾配ニ注意シ他ニ器具ノアラサル限リハ逃走ノ虞ナカラシムルモノナラサルヘカラス設シ破獄等ノヲアルモ監督周到セルハ器具ハ總テ鎖鑰ヲ施シタル工場ニアルヲ以テ囚徒ニ利器ヲ奪ハル、ヲナク万一囚徒ニ周壁ヲ攀チ得セシムルヲアリトセンカ此等ハ監督者及看守者ノ大意慢ニシテ共謀逃走セシメタルト同一罪ナリトス此クノ如キ場合ニ於テハ周壁ノ高サヲ六米突トナスモ難易毫モ異ナル所ナシ故ニ逃走ノ用ニ供スベキモノハ監房構内ニ置クベカラサルモノトス

周壁ノ厚ハ破壞セサルヲ程度トシ内側ハ平滑ニシ毫モ突出部等ナキヲ要ス而シテ周壁上ニ巡警路ヲ設クルハ甚タ不可ナリトス

十三 監 門

監門ハ周壁ノ外部ニ突出セシメ決シテ内方ニ設クヘカラサルモノニシテ事務所ニ對向セル側面ハ周壁ト直線ヲ爲シ監門建物内ニ設置セル官舎及番兵所ノ庭園ハ周壁ノ外部ニ置クヲ要ス

入口ニハ二ヶ所ノ門ヲ設ク門扉ハ内外ニ開閉シ得ル

ノ裝置ト爲シ官舎居住家族ノ出入ニハ別ニ門口ヲ設クルモノトス

十四 庭 園

監門建物ト事務翼トノ中間ニハ高サ三乃至三、五〇米突ノ牆壁ヲ以テ圍繞セル庭園ヲ置ク其延長及幅員ハ二十五乃至三十米突ヲ以テ足レリトス是ヨリ二個ノ格子門ヲ經テ周壁ト炊場及病監庭園境壁トノ中間ニ通スル巡警回路ニ達シ該回路ヨリ分房翼ノ中間ニ在ル庭園ニ至ルモノトス尙モ他ノ二個ノ墜牢ナル鐵門ヨリハ其左右ニ在ル炊所洗濯場及病監庭園ニ至ルノ配置ト爲シ事務翼ヘノ通路ハ階段トス此階段ハ事務翼ノ前ニ建築スベキ通見ヲ防ギタル廊下ニ合シ是ヨリ炊所及病監ニ至ルノ構造ト爲スモノトス

炊所ノ庭ハ全体ニ敷石ヲ設ク

病監ノ庭ハ樹木ヲ植付ス

監房翼ノ中間ニ在ル空地ハ之ヲ運動場ニ充用ス運動場ニ硝子或ハトタン屋根ヲ設ケ若クハ環形又ハ半環形ノ別異運動場ト爲シ花壇等ヲ備フベキヤ否ハ費用問題ニ屬スト雖モ到底此等ハ經費ノ點ヨリ實施スル能ハサルナリ若シ別異運動場ヲ設置セサルトキハ運動場ハ一分房翼ノ囚人少ナクトモ五歩ノ距離ニ於テ

同時ニ運動シ得ルニ足ル面積ヲ有セサルヘカラス
分房翼炊所及洗濯場間ノ空地ニハアスハルトヲ以テ
固メタル車道ヲ造リ中央看守所地下層へ食物洗濯物
等ノ運搬ヲ便利ナラシムルヲ要ス其他ノ部分ハ之ヲ
菜園トナス然レトモ樹木灌木等ノ如キ通見ヲ妨クル
モノハ監獄ノ安全ヲ維持スル爲メ之ヲ避ケサルヘカ
ラス

十五 機械裝置

蒸氣機鐘及蒸氣機械、蒸氣唧筒、蒸氣洗濯機械等ノ類
ハ総テ嚴禁スルヲ要ス

十六 暖房

暖房機ハ何レノ方式ニ依ルヲ利益ナリトスルヤ否ニ
就テハ技術家未ダ定論ナシト雖モ少クトモ左ノ四点
ニ注意セザルベカラズ

一 廉價ナルヲ

二 焚火場ヲ一ヶ所ニ集ムルヲ

三 各監房ノ溫度均一ナルヲ

四 通謀ノ具トナラシメザルヲ

十七 通氣法

分房監獄ニ於テハ蒸氣機械ヲ使用スベキモノニアラ
ザレバ空氣流通ハ窓ノ構造ニ依ルノ外ナシ各分房監

ノ窓ヲ一平方米突トシ其半ヲ開放シ之ト相對向セル
分房壁ニ孔ヲ穿テ廊下ノ空氣ト相通セシムルハ充
分空氣ヲ流通セシムルニ足ルモノトス

十八 大小便及不潔水排泄

大小便ハ六百乃至一千里テ入ルベキ運送車ヲ
以テ監獄構外ニ運送シ不潔水ハ下水管ヲ以テ排泄セ
シム運送車ハ一定ノ場所ニ据ヘ置キ各翼ヨリ鑄鐵管
ヲ引キ自然此處ニ集合セシムル方法トナスヲ要ス

十九 監獄用水

監獄構内ニハ總需用ノ半量ヲ入ルヘキ貯水箱ヲ設ケ
一日二回手押唧筒ヲ以テ汲水シ是ヨリ各所ニ輸送ス
ルノ方法ヲ採リ各分房家層ノ中央ニ螺旋口ヲ備付シ
火災等ニ備フルヲ要ス

二十 點燈

點燈法中清潔便利且危害最少キモノハ瓦斯ナリト
ス然レハ之レカ供給ヲ外部ヨリ仰ク時ハ巨額ノ費用
ヲ要シ内部ニ於テ特ニ瓦斯ヲ製造セントスレハ幾多
ノ弊害ヲ生シ石油ヲ使用スルノ止ムヲ得サルニ至レ
リ石油ハ不清潔且危險ナリト云フト雖モ實際ニ於テ

教 誨

(完)

●臨房教誨

樺戸 原胤 昭

曩ニ總囚教誨ト題スル一文アリ、個人教誨、總囚教
誨ノ二法ヲ論シテ其要ヲ盡サレタリ、然レ論シテ未
ダ達セザリシハ臨房教誨ノトトス、依テ聊カ余カ所
見ヲ述ヘ以テ前說ニ添ヘ局ニ當ラル、識者ノ清教ヲ
仰カント欲ス、

余ヲシテ教誨方法ノ輕重ヲ云ハシムレハ總囚教誨、
個人教誨、臨房教誨ト席次スベシ、尙現況ニ照シテ
至細ニ之ヲ論スレハ時ニ失當ナキニ非ラス、蓋シ教
誨ノ實力即チ所説能ク聽者ノ心耳ニ達スルト否トノ
ハ時機ト場合ニ密接ノ關係アリ會場ノ模様等ニヨ
リ大差アルモノナレハ一概ニ斯ク斷定スルヲ得サル
場合ナキニ非ザレハ若シ完全ナル會場アリトスル
ハ余カ定案ニ大過ナカルベシ、

第一(總囚教誨)第二(個人教誨)ノ方法ニ就テハ再ヒ

云ハス、第三即チ臨房教誨ノ一ニツキ余ヲシテ愛ニ
説述スルノ必要ヲ感セシメタル所以ノモノハ、近來
各地ノ教誨方法ヲ見ルニ吾人ト見テ異ニシ臨房教誨
ヲ重ズルニ厚ク貴重ナル總囚教誨ヲサヘ凌駕スル
ノ勢アルハ當局者ノ認見正ニ確カムルモノアルベシ
然ラバ其ノ優秀ナル實力及ビ實況ヲ敢テ聞カント欲
スルニアリ、

所見ヲ以テスレバ教誨方法ノ中、臨房教誨ホド實力
ヲ保持スルニ難キモノナシト認ム、固ヨリ其機其力
宜ニ適ハ、有益有効ノ一方法タルハ云フヲ俟タザレ
ハ該方法ニヨルトキハ教意ヲ一貫シテ聽者ヲ首肯セ
シムルニ難ケレバナリ、一房ニ五六乃至七八ノ聽者
アリトセヨ、其智識教育年齡等悉ク差異アリ此輩ニ
向ツテ一演ノ下、教訓ヲ貫通セシメントスルハ恰モ
千金丹ヲ以テ万病ヲ療サントスルニ等シク其効ヤ極
テ鈍ブシ、之ヲシモ事毎ニ研キ清マシタル鏡又彼レ
ガ罪心ヲ打破スルニ足ル組織体教誨ヲ以テ爲サンカ
、是レ總囚教誨ノ本領タリ、抑モ被教誨者ノ居所ニ
ツキ教誨ヲ爲ス所以ノモノハ、個人ニ該切ナル教誨
ヲ施スニアリ、(余ハ那ノ罪質ヲ以テ區別シ教誨スベ
シトノ高説ニ從フモノニアラス)然ニ臨房教誨ハ胸

襟ヲ披キテ相告ケ相語リテ教ヲ受クル個人教誨ニモアラス、大教ヲ一貫シテ道義ヲ徹底セシムル總囚教誨ニモアラス、而シテ此異種性情ノ人物ヲ辨ヘ短時間短教誨ヲ以テ教意ヲ貫徹セントスル方法ナルニヨリ正ニ實力アラシムルヲ甚ダ難キナリ、良シ有益有効ノ談柄アリトスルモ全体ヨリ云ヘバ監房教誨ノ時間ハ被教誨者ノ休息時間、苦役先ヅ無事ニ今日ヲ終ヘタリト休息スルハ誰レ彼モ無ク懷ク所ノ情狀ナリサレバ教誨師ガ滿腔ノ愛ヲ以テ之ヲ訪問シ熱涙ヲ以テ之ヲ懇導スルトモ、孰レカナラ先ヅ靜ニ安息ヲ求メツ、アル者ナリ斯ル人ヲ呼ヒ覺シ鈍レル心耳ニ遷善ノ教誨ヲ曉達セシメントスルニハ、非常ナル機敏、非常ナル實力ヲ以テスルニ非ザレバ又教誨カ、モウ仕舞フカ、マダ終ラスカノ害念ヲ追ヒ拂ヒ、師ガ愛憐ノ源泉ヨリ送ル教誨、彼カ心耳ヲ清シテ然リ、然リ、如何ニモ、ト首肯セシムルニ難シ、余ハ今日マデノ小經驗中此ノ教誨方法ニ當テ勵クホド心意ヲ勞シタルコトアラス、然ルニ世間幾多ノ大家ハ、該法ノ適切ト効果ヲ確認シ之ヲ以テ無上ノ良法ト唱道セラル、ヨリ余ハ敢テ其實況ヲ聞カンコトヲ希フナリ、余ハ多クノ被教誨者ヨリ聞キ受ケタルコトアリ、曰ク

ハ傍ヲノ者ニマテ興味ヲ分チタリト、曰ク某監獄ノ監房教誨ハ實ニ盛シナリ囚人ハ舉テ請ヒ求メ教誨師ノ監房ヲ樂メリト、然ラハ其教誨所如何ト問ヘハ、教誨ルトハ云ヒ難シ、申サバ講釋師其話柄ハ悉ク近古人ノ傳記ノミ、時ニ數日續稿ヲ以テ辯セラル、コアリ此際囚人ハ實ニ監房ニ還ルヲ樂ミ寄席講釋場ニ臨ム慰ミアリト、是皆ナ片々ノ批評取ルニ足ラストハ云ヘ又吾人ノ反省ヲ呼フコト無キニシモアラズ、此ヲノ事ハ悉ク被教誨者ノ口ニノミ出テシト云ハス、余ハ教誨師其人ヨリ斯カル言ノ出テシヲ聞ケリ、曰ク教誨師ハ一ツ監獄ニ餘リ長ク從事スルハ良カラズ、從務ノ日久シケレバ囚人心ヤスマタニナリ教誨ヲ輕ンズルニ至レリト、斯カル人ノ教誨ノ職ニアリシハ數年前那ノ罪名ヲ背負ヒシ監獄時代ノコナルベシ、尙一ツ余ガ耳朶ニ達セシ批評アリ曰ク某監獄ハ監房教誨ノ方法宜ヲ得テ其名高シト、然ハ其教誨所如何ト問フニ、被教誨者ハ直ニ答ヘス、考一考シテ徐ロニコト聞キマア那ノ監獄ノ監房教誨ヲ云フテ見レハ、毎日教誨師サンカ、囚徒ノ御機嫌ヲ取ツテ歩クト云フノ外アラスト、是レモ亦片々ノ酷評タリ、然レモ該方法ノ存外至難ナル狀ヲ窺フニ足ルモノア

某監獄ニ於テハ數多ノ教誨師日々監房ニ臨ンデ教誨セリト、然ラバ其教誨所如何ト問ヘハ、日曜日教誨ニ異ナラズ唯ダ時間短キノミ、或人ハ各房ニツキ一室ヲ語ル故ニ、隣房ニ語ル所略ボ耳ニ達シテ后再ヒ之ヲ聞クガ故ニ倦退ヲ來スコト甚シト、曰ク某監獄ノ教誨師ハ學者ナリ親切ナリト、然ラハ其教誨所如何ト問ヘハ、教誨トテハ多クナサス各囚ノ之ヲ優待スルハ教誨ヲ受クルタメニハアラス讀ミ難キ文字ヲ聞キ、解シ難キ文章ヲ買スニアリ、故ニ囚人ハ暗ニ那人ヲ呼テ字引々々ト云ヘリト、曰ク某監獄ニ於ケル監房教誨ハ囚人大ニ樂シム處アリシト、然ラハ其教誨所如何ト問ヘハ、教誨ハラル、ヨリモ我ニ云ハシムルコト多キカ故ニ日常ノ鬱屈ヲ散シ大ニ樂ム處アリト、曰ク某監獄ニ於テハ監房教誨ハ或者ハ歡ヒ或者ハ嫌ウト、然ラハ其教誨所如何ト問ヘハ、房中二三ノモノ、タメニ高尚ナル學理ヲ解説ナスニヨリ解ス者ハ歡ベドモ他ハ皆ナ座シテ默聽スルヲ忌ミ嫌ヘリト、曰ク某監獄ノ監房教誨ハ面白カリシト、然ラハ其教誨所如何ト問フニ、教誨ルトハ云ヒ難ク論ズルナリ、那ノ人無暗ニ他教ヲ駁撃ナスニヨリ囚人ハ面白キコト思ヒ種々辯ヲ構ヘテ難問ヲ試ムル其問答討論

ルヘシ、斯クノ如ク監房教誨ナルモノハ實力ヲ保持スルコト極テ難シ然レモ、外見上總囚教誨ヨリ瑕瑾ノ少ナキハ僅々一房ノ内ニアレバ居眠ルモノモ倦怠スルモノモ左ノミ目ニ立タス辯舌又談話体ナルニヨリ巧拙顯ハニ見ヘザレバナリ、教誨ノ要ハ只感化ニアリ、宜ク其實況ヲ觀察シ、然后始テ其方法ノ適否ヲ定ムベキモノナリ、

凡ソ監房教誨ヲシテ有益有効ノ實力ヲ保持シ總囚教誨個人教誨ニ提攜ナサシメント欲スレバ、先ヅ個々囚人ノ性情ヲ知悉シ、個人ニ係ル品行ノ良否、役業ノ勤怠、親戚ノ音信等、既ニ他人耳目ニ觸レシ出來事ニ基キ其機ニ乗ジ折ニ觸レ話頭ヲ起シテ傍席者ノ注意ヲ引纏メ、淳々ト道ノ奧ニ説キ入ルトキハ、個々人々ニ與ル教誨ニ等シキ實力ヲ見ルモノナリ、又ハ其房内ニ所持スルモノ、多キ書籍ニツキ講議上之ヲ誘導スルモ良シ、時ニヨリテハ囚人自ラ深ク慮ヲ練リ尙ホ解セザル疑問ヲ起スコアリ其時ハ之ニ應ジテ意義ヲ博メ傍席者ノ注意ヲ呼ビ就テ教誨スルモ一方法ナリ、何レニモ其要トスル所ハ只ダ其機其力ノ宜シキヲ得ルニアルノミ、斯クハ思ヘトモ實際ニ臨ンデハ今日コソヤ、其宜キヲ得タリシヤト自認スルコトハ

極ヲ稀ナリ、諸フ大方ノ識者ヨ見ヲ分ツニ惜ミナク
余輩後進ノタメ垂教ノ勞ヲ賜ヘ

雜錄

●德義の廢頹

吾人は常に信ずる犯罪は社會の反響なり監獄は德義の照魔鏡なりと、然らば犯人の多き是れ必ずしも法律の勵行せらるゝ結果なりとは速断すべからざるあり、法律如何に嚴なりと雖も監獄の紀律如何に峻行せらるゝと雖も社會上の德義にして頹廢せんか犯罪を未萌に防遏するの好方便たるべからざるなり、之を反言すれば社會道德の張弛は犯人の増減に關係を有するや大なりと謂ふべし、最近の統計を見るに全國監獄の在監總員は無量七万八千百有餘人の多きあり是等多數の在監人に就き個人的性情を詳細に考察せば實に千狀万態なる可しと雖も、要するに德義の敗頹廉耻心の弛廢に職由せずんばならず、晚近新聞紙の報ずる所に由て見るに社會上高等の位置を占むる然かも高等の教育ある、寧ろ少くとも中以上の資産を有せる者にして

て破廉耻の罪を犯し法律上の罪人となつて爲る者多く輩出すると聞く是等は總て德義の如何を顧みず廉耻を重んぜざる結果なりと云はざるを得ず、言ふも思まはしきことながら其一二を擧ぐれば法律を修め然も他人の權義を保護するの職にある代官人にして詐欺の罪を犯し、或は最高等なる法官にして賭博を爲し又は監獄官吏の瀆職汚行の如き何れも皆な社會の上層に位せる然かも至誠自ら任せざるべからざる者にして右等の醜行あるを以て見るも道義の地を掃へると實に證すべきあり近頃或米國人が「賭博は德の賊」てふ演説を爲したる要旨として世に傳ふる所を見るに德義の廢頹を論じて餘蘊なし予輩は事、外國の現状を論じたるに過ぎずと雖も大に我國に於ける右等の無耻漢に對し頂上の一針ともあるべきを信するを以て讀者諸君に紹介せんとす幸に諒せられんことを

頃日米國チカゴ府のマンガサリアン氏は「賭博は德の賊」てふ演説を爲せり其要旨に曰く夫れ賭博は世界各國の認めて以て社會の公敵と爲し特に嚴法を設けて禁止する所なり、而かも却て其愈々盛に行はるゝ所以のものは何ぞや他なし法の行はれざればなり

此故に吾人が方今の急務は社會の道德を保持するが爲め之をして一片の徒法たらしめざるにあり、此法律なる者は神聖にして犯すべからざる民意の發表あるが故に吾人は最も之を敬畏し其効力をして完全に遂げしめんとを要す、賭博流行の起因する所蓋し數多あり國富突然の増殖、急速なる物質的進歩、金錢の崇拜、商賈德義の弛廢、移住の無制限、殊に家庭學校教會の理想の卑賤あること、賭博の頗る多興なること等皆其責を負ふて可なるものなり、彼の學校は一方に於ては宗教の爲め大功を就し得たりと雖も而かも又他方に於ては不正敗德を増長したるや蔽ふべからず、方今非理の事多しと雖も、或る詩人が「不正として排斥せんと欲するとは先づ自から就て之を察せよ」と云ひし言の非理なるには如かず、學術富財の如きは實に不正の不正たる所以を假扮改裝するものと謂ふて可あり、賭博の有害不正なる敢て詭辯を構して庇護すべきにあらざる彼の德義は決して空論的のものにわらずして實行のものなり、何人も言を以て他に德を強ゆる能はず必らず先づ其人の性質を改善するにあらざるよりは、如何に適切の論法を以て教誨するも、恐くは其効あからんか、唯夫れ余は

賭博を以て惡事なりと感ず、故に之を惡事なりと云ふ豈に他あらんや、行ふて而して後之を言ふ、言て而して後之を行はせ、是れ以て原則となすべきなり、吾人は賭博が大河の如く浩蕩制し難きの情慾たることを知る、故に敢て之を暴壓せんとするの無謀を行ふものにあらざる、然らば之を如何せん他なし唯其源に溯れば必らず吾人の容易に得て左右すべき細流あるを見ん、是を以て苟も人をして天性直覺に依り勉めずして善に趣かしめんには累代の德育に依るより眞きはなし、良心が自然に邪念を斷絶し精神が自然に穢座を超脱するに至るは皆此教育に基因する自然の結果あり」人は賭博に依て其貴重なる道徳心の活動を害し遂に墮落して一個の器物となる、凡う正業は吾人の道徳心を發達し判斷力を敏捷にし智識を進め、經驗を擴め、益々事理天法に通曉せしむ、賭博の賤業に至つては則ち大に然らず、元と一種の野蠻的性質を帯び唯人を騙て天然の翫弄物たらしむるのみ即ち心をして物に、判斷力をして投機心に、道徳心を以て無定操に壓服せしむるのみ、而して又正業に在ては勤勉、節儉、忍耐、機敏を以て其成效の秘訣とし、勞働の結果は獨り飽を得るに止まらず、兼て又人の

性情を改善し、新事業を起し、尙ほ進て學術宗教を進歩せしむるものあり、之に反して賭博は一個薄瘠なる職業にして新に作出する所一もあるなく、唯懶惰を長せしむるのみ、賭博は猶ほ賣淫の如し、其犠牲となりたる者は復た熱心、嚴正、耐忍を要する業務を採る能はざるなり、金錢は土芥にあらず、吾人か依て以て生命を保ち人生の目的を達する方便にして且吾人の思想、勤勞、才力を代表するものなり而して豈に賭博の爲め之を浪費して可ならんや、試みに賭博か博徒其人に及ぼす直接の影響を見よ、博徒は決して精神的生活を営む能はず、彼等は精神界に在つては死灰一般にして其賤業の爲めに全く俗物化せられ、嘗に言語動作のみならず、心意も亦從て鄙陋に流れ去る、彼の不敬神、暴飲、放蕩、輕薄、并に法律を無視し長上を輕侮するの非行等は凡て皆賭博と相提携するものたるを念せよ、尙ほ一の甚た恐るべき影響は人の感奮性を激昂するにあり、此事たる彼の大賭博なる佛國革命後の歴史に徴して明かなり、博徒よりして之を見れば誠實は魯鈍とあり、忍耐は辛苦とあり、勞働は責務とあり、仁愛徳義は閑語となる、而して感奮的若くは離正不醇の事にあら

すんは以て其意を満たすに足らず、其極卒に物議の起り、天下の亂れんことを希望するに至る、豈に恐れざるべけんや、之を要するに凡そ敗徳の行爲には幸福なし、之を持続するか爲めに總ての金錢、總ての心身の精氣を消耗するに終らんのみ、吾人たるもの應に他の誘惑を排除し自から邪念を防遏する力を固有することを忘るべからず然り吾人は人たるを得るか故に人たることを勉めすんはあるべからずと爰以て賭博か米人社會を腐敗壞頽せしむる弊害の如何を察すべし恐れざるべけんや

工場看守撰任及勤務法に就て

錄々生

工場看守を撰任するには三種の方法あり

一 勤務勉勵事務熟達の看守所謂第一流の者を撰ふと

二 或る條件付の看守を撰ふと

三 無標準にて看守を撰ふと

右三個の方法は本邦の監獄に於て行はるゝものありと雖も何れを以て適當の方法なりとするかは余か講究せんと思ふ所なり今便宜の爲め第二の方法より之を論せん或る條件付の看守とは身體の虛弱なる

者或は矮少ある者或は老年ある者に就き撰ふものはなり何故に斯る條件付の看守を撰ふかと尋るに畢竟通常看守の勤務は勞働頗る多きを以て是等の輩は逆も其勤務に堪へず故に之を工場勤務に充つるものなりと云ふ是れ余輩の感服する能はざる所なり何となれば斯る恩惠的に出たる撰任は到底適任の者を得る能はされはかり又第三の方法たる無標準にて撰ふとも不可なり何となれば縦令試験の上採用したる者ありと雖も各々幾分の長所あると共に又短所あるを以て萬能力を有する者は蓋し稀なり故に看守と雖も誰彼を論せず皆工場の勤務に適當なりと云ふ能はさればなり然らば第一の方法を以て可なりとするか曰く然り夫れ工場看守は毎日朝より晩迄四人に直接し檢束は勿論作業を命し科程を檢査し行狀を監督し凡受持の四人に係る一切の事は皆與り知らざるべからざる大任を帯ぶる者なるを以て看守の勤務に在ては最も至難の事業なりとす果して然らば事務熟達の適當なる看守を撰て工場勤務に充てざるべからず若し其撰任を誤るに於ては檢束も充分ならず工業も發達せず從て懲惡感化の効を奏するとは思ふより不却て盜賊の學校たる歎を發せしむるに至るやも亦知

るべからず此の如く利害の較るゝ肝要の勤務に撰任せらるゝ看守は最も榮譽のとなるを以て十二分の力を盡して勤務に従事せざるべからず是れ余が第一の方法を可なりとする所以なり

次に其勤務方法を按ずるに是又種々の方法あり或は期間を定めて交代せしむるものあり或は毎日交代せしむるものあり或は無期にて別段の事務あるにあらざれば交代せしめざるものあり其何れか可なるやを考ふるに第一の方法は前段に述ふる如く萬能力を有する者は稀有あるを以て何れの工場にも適任なる者を求むるも底到得難きとなりとす即ち四人の性行を知る上に於ても作業を督勵し科程を檢査する上に於ても長く四人に直接せされば眞結果を得る能はざるべからず故に定期に交代せしむるよりは寧ろ無期にして別段の事故あるにあらざれば交代せしめざるの優れるに如かざるなり其第二方法たる毎日交代せしむる如きは殆ど論ずるの價值なし其不可なるとは言はるして明なり然らば第三の方法たる無期にして別段の事故あるにあらざれば交代せしめざるの方法を以て其當を得たるものと論決せざるを得ず

斯く辯ずるときは論者或は曰はん若し無期として勤

務せしむるに於ては自然囚徒に任れ檢束上緩慢に流るゝを以て不可なりと余は之を信ぜざれども萬一右等の不都合あるときは其看守に限り引替を爲せば何の支もなかるへし第一の方法に所謂別段の事故とは即ち弊害を除去するの目的に外ならざればあり

●倍氏監獄衛生論に就て

左の書翰は小河滋次郎君ガ衛生論の譯者宮地警視廳監獄醫に寄せられたるものなり

拜啓陳者貴稿倍氏衛生論御委囑に應じ一應拜讀の上間々妄批を加へ置き候間幸に御參考可被下候要するに通篇能く原文の意を失はずして適實且平淡に譯述せられ候段敬服の外無之候御承知の通り原著者倍爾氏は多年監獄醫として其の職務に執掌し監獄衛生の事に就ては氏の創見に係るもの尠からず、刀圭社會は言ふに及ばず監獄改良家の内にあつても、氏の名聲は最も噴々たる由に聞き及び候殊に其衛生論の著の如き實驗に徴し學理に照し大は拘禁制の利害、構造法の得失より桎梏の緩急、扇鑪の啓閉、寒暑早夜の異防、饑渴疾病の殊養は言ふを俟たず濞治の微、箕箒の小に至るまで苟くも事の衛生に關係ある所の

ものは細大網羅、殆んど系毫の遺闕なしと謂ふを得べく實に完備せる一部の治獄全書たる價直を有するものと確信仕候されば有名あるクロイチ、スタルケホルツエンドルフ、ヤーゲマン等諸氏の著書に於ても往々引証を本書に取りたるものあるを見受け申候程に有之斯く申す小生の如きも實は是れまで本書の惠を蒙りたること決して少からざる次第に御座候本書、今老臺の手に由て翻譯せられ博く監獄及び刀圭社會に愛讀せらるゝに至り候はゞ獨り衛生科學の運歩を助成するのみならず一般監獄の事業も亦是れより大に其の面目の更新するを見る義に可有之斯道の爲め深く本書の普及を切望仕候返壁の序で一言申述候勿々敬具

二十六年四月

小河 滋次郎

宮地 老臺 侍史

尙々公私多忙、序文起草の遑無之此義は平に御免蒙り度多罪々々

●監獄巡覽者「ロング」に就て

曩きに米人「ロング」ある者其筋の允可を得て警視廳群馬栃木愛知京都兵庫大阪等の各監獄を巡視せしが

同人に關し頃日發刊のヨヤツパンメール新聞に左の記事を掲載せり

米國は日本の監獄の模樣を採知するは益あるべしと考へたり同國にて發行する重なる雜誌は各々新奇の記事を掲げて看客を悦ばさんと欲し之れが爲めには費用を惜まざるなり曩に其内の一雜誌ある監獄の事を採訪することを「チャールス・ロング」氏に托し之を東洋に派遣したり其採訪の結果は佛國及獨逸に於ても之を發行する準備整へりと云ふ此事業の計畫者は大に公衆の耳目を惹き其歡心を買はんと欲して此に至りしに疑なし右計畫者等は三十年前旅行者の日本に渡航するもの日本の裁判手續を見て大に恐怖の念を起せし時の風説を信して日本の監獄に付き心中竊かに想像を書きて謂へらく「ロング」氏は數ヶ月「リスボン」府の重なる一新聞に掲載したるが如き歴史を通信すべし殊に女囚の待遇に至ては「ロング」氏若し之を観察するを得ば其觀察は實に奇々怪々驚嘆するに堪ふべきものあるならん又人々豫想して曰く女囚の觀察は許されざるべし、獄中の待遇は峻酷慘烈にして天日を拜する能はざるべしと然るに何ぞ料らん「ロング」氏は容易に之を覽るを得たり日本に

於て男子は女囚の監獄に入ることを許さざるは事實あり然れども是れ他意あるにあらず堅く男女別居の法を守るが故のみ女囚の待遇に關して疑惑を懷くものは蓋し此事實を誤解して濫りに揣摩臆説を爲すに至りしものなるべし「ロング」氏の前に「ホルマン」氏なる者始めて日本の監獄の實況を世に公にしたりと雖ども同氏は漫遊の際、序でに監獄を一見したるに過ぎず「ロング」氏は之れに反し監獄巡覽を以て日本渡來の唯一の目的となし且同氏は歐米各國の監獄を巡覽して其管理法に精しき人あれば其蓄ふる所の記事は面白かるべし吾人は今より其發行にあるを待つ蓋し其記事は看客の耳目を悦ばさんと樂める計畫者の爲めには案外失望の種にして「ロング」氏の巡覽したる所を聞かば其豫想外に改良進歩しあるに一驚を喫すべし云云

●出獄人保護組合に就て

天龍居士

行刑最終の目的を達せんか爲め出獄人保護組合の必要なるは既に世人の知る所にして今更余の喋々するを要せざる處然れども世間出獄人保護組合の必要を

論するもの少からずと雖ども其組織方法に至ては未だ詳論したるものを見ず余は獨逸保護組合の組織を參酌し聊か卑見を述べ讀者諸君の參考に供せんとす

第一出獄人保護組合は如何に

組織すべきや

國家若し復讐或は懲戒主義のみを以て刑の執行を爲さんとするに於ては出獄人保護組合の如きは毫も其必要を見ずと雖ども刑罰に依り罪囚を感化懲戒し再犯を防ぎ社會の安全を増進せんと欲せば放免者に對し相當の保護を與へ彼等をして正業に復さしめ良民と伍し生存し得るの途を講せざるへからず是人類の將に盡さるへからざるの義務なりとす出獄人保護組合を創設せざる時は國家が行刑の爲めに費す所の幾多の辛苦及費用も悉く無益とざるを免れじ又出獄人の爲めに國家自から保護所を設くるも第三者の保護なくば到底其目的を達し得べきものにあらす第三者即ち社會は彼を僱使し職業を與へ宗教及道德上の監督を爲し若し過失ある場合に於ては時機を失せず責諫し毫も不良の心を生ぜざらしめざるへからず此點より觀るも國家は出獄人保護の爲めに充分ある保護を與へ其發達をして容易からしめざるへからず

と雖も獨り國家のみを以て維持監督するは策の得たるものにあらす其結果の不良なるは白耳義の前列に就て見るべきあり故に出獄人保護事業は人を慈善事業として慈善家の手に委任し國家は規則を以て之を拘束する等のとなからしめざるへからずパーデン國司法省の如きは出獄人保護法に就て左の如く揭示したることあり

「出獄人保護の主眼は良民社會に於て墮落したる人類の世話法を保護し其將來を安全ならしめ彼等をして再び罪を犯となからしむるに外ならされは國家事業として良果を収むる能はざるは勿論公然官署より保護すべきものにあらす必ず一般人民の特志に依らざるへからず社會自身の安寧を維持する點より論すれば此事業の如きは將に社會の義務と云ふべきものなり」と

之に依て國家及其機關の保護問題に關する權利義務を詳悉せんと欲せば他の一方に於ては國民自由事業と爲すの點に於ても亦重きを置かざるへからず然れども各個人單獨にして能く其實績を擧ぐべきにあらざれば協同一致保護事業を起し不良の徒を匡正し保護の目的を全からしむるの計策を爲さざるへからず

通 信

●看守教習卒業

長野縣監獄署

長野縣看守

坂田 安喜

同

本多 剛

同

野村 坦路

同

土屋 才治

同

黒澤 黒作

同

中川 清

同

三好 房松

右教習課程卒業

長野縣看守

坂田 安喜

同

本多 剛

同

黒澤 黒作

右看守教習課程試験成績優等ナルヲ以テ茲ニ之ヲ賞す

●看守教習生卒業

大分縣監獄署

看守教習第七回受業生ニ今一日卒業証書を授與セリ其姓名左ノ如シ

通信

看守 瀨立角太郎 看守 後藤半藏
同 河野丑太郎 同 栗生茂七郎

●看守教習卒業其他
看守教習所授業生 朽木縣監獄署

右ハ第八回第一期卒業試驗ニ及第シ該卒業証ヲ付與ス
依願教誨師ヲ免ス 朽木縣教誨師 齋藤吉英

●看守教習卒業 山梨縣監獄署
本縣看守教習所第三期受業生ニ四月十三日卒業証書ヲ授與シタリ其人名左ノ如シ

看守 清水折作 同 武田松太郎
同 笠井 靜 同 畑川角太郎
同 小池安太郎 同 生島彦作

●司獄官任命 島根縣監獄署
給八級俸 看守長 引野辰司郎
給九級俸 同 大脇則義
小林代作

任島根縣監獄書記兼看守長

監獄書記兼看守長 小林代作
經理課兼庶務課勤務ヲ命ス 嶋根縣看守 石橋吾老
任島根縣看守長給十級俸 警守課詰ヲ命ス

●明治十五年以降特典
出獄者ノ行狀調 佐賀縣監獄署

區分	出 監 人 員				特赦	假出獄	假出場	懲罰假免	計
	滿期ノ所在不明ノ者	ノ者	ノ者	ノ者					
刑期中ノ者	生存ノ者	死亡ノ者	ノ者	ノ者	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一
家族中親睦ノ者	計	一	一	一	一	一	一	一	一
親睦ノ者	計	一	一	一	一	一	一	一	一
親睦ナラサ	計	一	一	一	一	一	一	一	一
模倣	計	一	一	一	一	一	一	一	一

任秋田縣看守長九級俸給與 林勝復
秋田縣看守長 兒玉親良

●第三期看守教習生試驗
成績表 秋田縣監獄署

刑法	監獄法	全上	刑事訴訟法	執行細則	合計平均	氏名
一〇〇点	九〇点	九〇点	九〇点	九〇点	四六〇点	安東 豊治
九〇点	七五点	九〇点	九〇点	九〇点	四四〇点	小室 肇
九〇点	七五点	八〇点	九〇点	九〇点	四三五点	笹山 莊治
九〇点	七五点	八〇点	九〇点	九〇点	四三五点	渡邊 光輝
七五点	七五点	八〇点	九〇点	九〇点	四三五点	三浦小太郎
七五点	七五点	八〇点	九〇点	九〇点	四三五点	
七五点	七五点	八〇点	九〇点	九〇点	四三五点	
七五点	七五点	八〇点	九〇点	九〇点	四三五点	
七五点	七五点	八〇点	九〇点	九〇点	四三五点	
七五点	七五点	八〇点	九〇点	九〇点	四三五点	

海外通信

●不定期刑ノ事ニ就テ
謹啓仕候陳ハ先般ハ尊書御惠投被下難有奉鳴謝候御書中ニアリシ如ク貴君ガ貴國及米國ノ監獄及罪囚ニ

●支署廢署其他 大分縣監獄署
一本縣竹田、杵築、豆田、佐伯ノ監獄支署ハ客月三十一日限り廢署シ其事務ハ所在ノ警察署ニ於テ取扱フコトナセリ
一本縣監獄押丁ハ客月三十一日限り全廢シ看守ヲ増員セリ其設置ノ方法ハ集治監看守人員ノ程度ニ據リ之ヲ置ク
●司獄官任免 秋田縣監獄署

海外通信

ツキ常ニ貴意ニ掛ケラル、ヲ讀ムニ至リ歡喜此ニ若
カズト相悦申候就テハ今同當監獄ヨリ發刊致シ候一
八九二年ノ年報及「ジイサマリ」ノ二ツヲ貴館ヘ
向テ郵便致シヲ候間御落掌ノ上ハ定メテ貴君ノ一
助タルコト奉存候

御間合セニ相成候不定期刑ノ歴史ニツキテハ簡單
ニ御答ヘ申サバ左ノ如ニ御座候現世紀ノ曉明英國ノ
監督ホエートリノ著書中間接ニ直接ニ該主義ヲ世
ニ發表致サレ申候、又英國ボルミンガムノ書記官エ
ムビーヒル氏ハ四十年ノ長日月間法官ノ坐位ヲ占メ
屢該主義ノ採用ニ盡瘁セラレ申候、小生ノ記憶ニヨレ
バ英人マユノキー氏ハ一八五〇年乎若クハ一八五四
年ニ不定期刑主義ノ適用ニツキ此主義ノ頗フル有益
タルコトヲ説論致サレ候然レドモ氏カ在職中又ハ氏カ
一生涯中斯主義ヲ實地ニ適用スルコトハ果サレ不申候
元來マユノキー氏ハ英國司獄官中屈指ノ人物ニテ當
時ノノールフオーン アイランド殖民監獄ノ典獄ニ有
之申候

其次ニ記スヘキ人ハソルウオートル クロフトン氏
ナリ、氏ハ此ノ主義ニツキテハ完全ナル適用ニハ無
之只一部分ノ實施ナリト雖不定期刑ノ歴史上看過ス

存候以是法庭ニテハ輕罪ト重罪ナルヲ問ハズ不定期
刑ニ宣告セバ足レリ、犯罪者ノ刑期ヲ定ムル所ノモ
ノハ犯罪者自身入監中行爲ノ如何及司獄官又ハ監獄
則直接政府ヨリ設定セラレタル賞表法ニアルコト存
候

吾人カ期スル不定期刑ノ實施ハ貴君及小生等在世中
ニハ兎アモ其ガ實施ヲ見ル能ハスト存候乍去完美ナ
ル該主義ノ實施ハ最後ノ戰勝者ト來ルコトハ毫モ疑
フ所ニ無之候蓋シ不定期刑及該主義遇因法ハ犯罪者
ヲ處遇スル真正ノ基礎ト存候該主義コソハ十九世紀
文明ノ真中ニ於テ國家ノ法網ニカ、リタル罪囚ヲ遇
スル真正ニメ惟一主義タルコトハ漸ク世ノ識者ニ認識
セラレント致シヲ申候

千八百九十三年二月二十三日

ニウヨークエルマイラ典獄

ズイ、アール、ゾロツクウエー、

大日本北海道空知分監

留岡 幸助 殿

雜報

可ラサル人ト存候氏ガ實施セシ不定期刑ハ長期刑ノ
罪囚ニ賞表ヲ施シ以テ眞實ナル放免ヲ早カラシムル
ニ有之候、該獄則ニヨレバ他ノ獄則ヨリモ一層早ク
罪囚ヲ感化放免スルコト出來申候、罪囚ノ改過遷善ノ
進歩ヲ早ク見ントナレバ賞表ヲ多ク添付シ彼等ヲノ
己カ勉強ト謹慎ノ度合ニヨリテ放免ハ己ガ掌中ニア
ルコト知ラシムルニハ此ノ不定期刑ハ實ニ屈強ノ主
義ト存候

米國中初テ不定期刑ヲ實施致セシハ當一部分ノ實施
ナリト雖他ニ先鞭ヲツケシハ一八七六年（今ヨリ十
七年前）ニ發布セラレシ條令ニテ當エルマイラ監獄
設置ノ時ニ有之候而爾來諸監獄（米國ノ諸監獄ヲ云
ラ）ニテ該主義ノ實施ヲ見ルニ至リシハ一八八九年
ニウヨーク法制院ヲ通過シタル法律ニ有之候
吾人ガ期スル完美ナル不定期刑ノ理想トモ申ス可キ
ハ、罪囚ヲ宣告センニハ法庭ニテハ罪囚拘禁後ノ遇
因法ハ犯罪者ノ刑期ヲ定メズノニ不定期刑ニ宣告
セバ足レリト存候、故ニ法官タルモノハ社會ノ治安
ヲ護ルコト、犯罪者ノ自由ヲ束縛スルコトヲ以テ其務ハ
足レリト致スガ故ニ犯罪者自身ノ刑期如何ト申スコ
トハ政府ヨリ委テラレタル監獄自ノ權限内ニアルコト

○正誤

本誌前號雜報欄内石嶮文字の注意ある一項中「司
監官」は司獄官「檢讀針讀」は横讀針讀「看守者」は
警守者又「梯」は何れも梯の誤植なり

●典獄と警察官

集治監及廳府縣典獄の内ニ於テ曾ツテ警察官たりし
經歷なき所の者は僅々大井上、八木、長屋、千頭、木戸
大西等の諸氏に過ぎ定ト云ム監獄事業ガ如何なれば
とて斯く深き因縁を警察事務に有するにや後の我國
監獄沿革史を編む所の者此の現象に對して果して如
何ある評論をくださんとする聞かまほしきことにこ
そ

●監獄と警察

曾テ警察に緣故ありし某地方長官の評に曰ク監獄は
制度完備して實務舉ラず警察は實務整頓して制度未
だ備ハらずと之を聴く者（多分地方長官あらん）何れ
も其の評の當れる感嘆せざるハなかりしとぞ評者も
評者、贊者も贊者、諸もくど驚くより外無之候
●監獄制度の改正に就て
果然、之れあるべしまた之れあらざるべからず仄か

に聞く所に據れば其筋に於ては既に調査委員の手に脱稿せられたりとのことあるが故に或は近々(多分六月上旬なるべきか)典獄を召集して一應其の諮問に付せらるゝことにも相成るべしと云ふ此際實際家を疎外せられざることを呉々も斯業の爲め切望の至りに堪へず

●監獄教誨の廢刊

予輩甚だ之を惜む然れども感ずる所あるが爲めに廢刊す。聲明す。感ずる所、果して如何、予輩も亦た其の刊行の方法に就て多少感ずる所なきにあらざる。若し予輩の感と同じきが爲めに之を廢刊せられたりとからば遺憾ながら大に其の舉を賛成するに躊躇せざるへし、予輩請ふ刮目して佛教派教誨師諸師が今後如何ある方法に由て彼の監獄教誨を發刊せられたる旨趣を貫徹せらるゝかを見る所あらん

●給助例及工錢領置方に付きて

貴書拜讀清和の候愈々御清康奉賀候陳ば。巡查看守給助例の義に付御間合之趣同例第九條第一項俸給を受ける官職に就きたる者とあるは國庫縣稅又は日給日給を問はず苟くも官衙の俸給を受ける者にして雇の

名稱を付するものは勿論授業手押丁の如きも凡べて包含する筈に有之候尤も小使の類は年金停止せざることに相成り居候尙ほ又工錢と所持金とは保管上、混一するも妨げなきや否やに就き御間合之處右は規則上。別に劃別すべしとの規定は無之候得共管理上。工錢と所持金とは全然、其の保管方を區別候方可然と存候御承知の通り工錢は行刑上、最も關係を有するものに有之從て工錢の多寡は行刑巧拙を見るの一端にも供せらるへく且つ早晚其の主義も恩惠的に改正せらるへくとも被存加之現今に於ても工錢は債權差押の物件たるを得ざるの規定にも相成り居候得ば勞々以て工錢と所持金とは全く區別して保管せられ候様致度候拜復

四月十日

某老臺

吳竹生

尙も明治十五年内務大藏兩省第七十二號達地方稅豫算議案書式中府縣監獄費内譯の義に付過日拜陳致し置候處右は愈々在監人諸費の單目に改めらるゝことに相成哉に承り及び申候間申添候

●看守部長の設置に就て

看守部長は監獄支署に限り設置することを得る旨訓

に於ては毛織子地にて製したる被布并に袴を着せしむること定め其制服は給與することにせられたる由各府縣に於ても之れに倣ひ被布并に袴を着せしむることにあし而して制服とす以上は給與品とせられんことを望ましかれ

●刑期の起算

刑事被告人より上訴の取消しを爲したるときは上訴の管轄裁判所に於て其取消し書を受理したる日を以て其者の刑期起算日と爲すことに改められたる趣は已に本誌に於て報導せし義なりしも其后此刑期起算方は囚人の利益の爲め遠く既往に溯り刑事訴訟法施行後上訴の取消しを爲したる者に對しても適用し上訴管轄裁判所に於て其の取消書を受理したる日より刑期を起算することゝ其旨或向へ回答せられたりと聞く

●特赦せられたる無期刑囚の監視に就て

無期刑囚にして特赦せられ赦狀に復權の明記なきも監視を附するに及ばざるやとの問合に對し其筋よりは監視に附するに及ばざる旨回答せられたる由今其理由なりと云ふを聞くに重罪に處せられたる者は刑

●女監取締の服制

の定めなきより服裝區々に涉り戒護上威嚴を失するもの多し服制設定論の出る實際必要に迫ればあり其筋よりは未だ一定の服制を達せられざれども大分縣

法第三十七條に於て別に宣告を用ひず各本刑の短期三分の一に等しき時間監視に付すとありて其精神は有期即ち當然監視に附すべきものに就て定められたる條文にして其條項中には監視に附することを得ざる無期刑囚を包含せざるや勿論なり唯輕き有期刑囚には監視を要し重き無期刑に之を要せずとなすは不權衡なる嫌ありと雖も是れ法制の然らしむる所に於て已を得ざるものあればなりと

●何ぞ人達の多きや

曩きには本誌に於ても報導せしが如く警視廳に於て換玉あり東京集治監に於ては人達の者ありたり東京集治監は本人の申立に依り原籍地の警察署へ送る等の注意と手數とを盡し其人違なることを証明したるにより論事より放免の通知を爲し爲めに青天白日の身とあるを得たるなり當時甚だ怪訝に堪へざる思ありしが又々同様の人違拘禁事件あるを傳聞す其事實と云ふは窃盜犯に依り逮捕せられたる者あり姓名を詐稱せし爲め去る明治十九年大分重罪裁判所に於て有期徒刑十二年の欠席裁判を受け居る者と誤認せられ其裁判の執行を受けたるも當時故障の申立を爲さず遂に裁判確定し北海道集治監釧路分監に於て服役

中刑の執行に付異議の申立を爲し大分地方裁判所へ移され同所に於て審理の未全く人違なること判然して放免せられたるあり近來何ぞ人違拘禁の多きや因に記す此者の拘禁費は徒刑囚を以て所遇せし者なるを以て國庫費より支辨するものなりとの指令を與へられたる由

●監獄内の傳染病

時候夏季に押し移り傳染病流行惡疫發生の時季とありたるを以て監獄の状況如何と心配の餘り其筋に就て各地監獄の模様を傳聞するに今や監獄内の傳染病には腸胃扶斯病あり天然痘あり未だ全く撲滅に至らず本年二月三月間に在ては室扶斯は兵庫縣監獄署に十一人長野縣監獄署に一人和歌山縣監獄署に二人岐阜縣高山支署に一人香川縣監獄署に一人宮城縣監獄署に若干人(數不詳)天然痘にては秋田縣監獄署に一人大坂府監獄署に十一人兵庫縣監獄署に九人大分縣監獄署に二人全縣中津支署に三人群馬縣高崎支署に四人北海道空知分監に二人ありたり尙ほ此他の府縣にも報告漏に係るものなきを保し難かるべし又兵庫縣監獄署に於ては赤痢九人あり如此傳染病あるに於ては其既發監獄は申すに及ばず其他の府縣に於ても

いつ何時襲來するや測られず之が侵襲を豫防するは焦眉の急なり決して對岸の火災視すること勿れ又既發の監獄に向つては此上の漫延猖獗を逞ふせしむるとなからしむる機充分に消毒法を施行し傍ら他よりの侵入を防衛することに注意せられんことを切望す

●有松内務書記官

此頃來監獄事務視察のため警視廳の各監獄東京集治監神奈川縣監獄署全横須賀支署及埼玉縣監獄署を巡視せられたり警視廳監獄へは小河監獄課長同行せられ東京集治監へは監獄課員神谷内務屬同行せられ神奈川縣埼玉縣へは獨行せられし由に聞く

●滋賀縣典獄

佃宣正氏は非職を命せられ農商務屬樋口一誠氏其後任を襲ふて滋賀縣典獄に任せられたり因に記す樋口氏は去る明治二十年前後は福井縣典獄を奉職し曾て獄事に執掌せし事ありし人なり

●外役は大に制限すべし

外役の弊害多きは殊更喋々するを要せず獄制の進歩するに隨ひ大に外役の弊風を矯正し監獄則に於ても其の種類を限定せられたり然るに其種類たる極めて少數のものに限られたる如くあるも其實は然らず之

か一例を示さんに運搬とし云へば其種類一種あるが如きも運搬中には種々のものあり或は土砂の運搬あり或は木材の運搬あり或は薪炭の運搬あり或は米麥の運搬あり運搬の種類は殆んど枚舉に遑あらず之か爲め外役の區域を廣め名を運搬に藉りて外役せしむるの責を免かれんとするの實況なきにあらざる是れ法を弄するものと云ふて可かれども表面上咎むべき處なし是れを則ち外役の濫に失する所以なるべし聞く今日尙ほ搗米の集配を爲さしむる處ありと是れ昔習を脱せざるの一弊事なり當局者たる者は一利を興さんよりは寧ろ一弊を除くことに注意し大に改良整理の實を擧げざるへかず今日は監獄改良の聲、四方に喧傳す此時に際し此際に處せんには當局者たる者は須らく勇奮英斷して以て先づ外役の如き行刑の目的を亂るものを廢絶すべし搗米の集配、素製品品の運搬(請負主へ)の如きは最も弊害多きを認む大に處するところあれ

●幼年囚の授學に就て

十六歳未満の囚人并に懲治人には毎日四時以内讀書習字算術を教ふべしとは監獄則第三十一條に規定する所あり斯く立派なる規定あり又其事たる獄制上缺

くへからざる要件なれば吾人は十六歳未満に限らず寧ろ其以上の者にも及ぼしたき希望を有す已に或所にては二十歳未満の未丁年者には總て學科の教授をせしに其成績頗る良好なりしと云ふ斯る次第なるに或監獄而かも本署に在て三十一條の規定を履行せむ授學の法を以て聞く蓋し教誨師人少にして學藝の教授迄は行届かき又授學せしむるに場所なき等は重なる原因なるか如しと雖も當局者の不注意に因るか如くに思惟せらるゝに至るへければ決して等閑に附することなく一日も早く成規を履行し得るの設備を致されんことを望む敢て勸告す

●科程外工錢に就て

科程外工錢の給與方は各地一定ならず或は一ヶ月間の働きの高を積算し之を其一ヶ月間の科程積算高に對照し若し働きの高に剩餘あれば其剩餘に對してのみ科程外工錢を給與するあり或は日々働きの高と其日の科程とを對照し科程より働きの高の超過するときは其超過高に對し日々に科程外工錢を給與するあり之を換言せば月勘定と日勘定となり此月勘定と日勘定とは囚人に取ては自ら損益あるを致す又科程外工錢を給する者は最上級即ち一等科程を爲す者に限るとな

●減食罰執行場所に就て

減食受罰者は其罰期中別房に入れ置くへしとは監獄則施行細則第九十九條に規定する處なり然るに其執

行場所に就ては各縣其趣を異にするものあり即ち或處にては監房前に正座併列せしむ或處にては工場の隅に端座せしむ或處にては哨兵箱の如き僅かに身を容るゝに足るほどの箱形のものを設け之に後ろ向きに正座せしめ他を見ることを得ざらしむる處あり以上は皆條文に背く殊に箱製の如きものに容るゝは一種の懲罰を附加するに當る如此扱上に相違あるは在監人の情苦を招く所以にして囚情を亂るものあり歴然條文の存する以上は努めて成規通りの施設を爲すこととせられたし而して成規の可否に就ては他に改正増補を求むる道を講究すへし

●看讀書籍の檢閲に就て

看讀書籍檢閲のとは其文意の適否を案するを以て要となせども相添へて注意すべき其製本姿形にあり稀れに在りし例あれども一二を記して參考に供すべし、或時和本綴の綴付けの間に針を狭みありしを發見せしとあり、又同じ綴付けの間に密書の狭み込みありしを發見せしとあり、又西洋綴書籍の表紙厚紙「ボール」(真紙)に添へて鋸の折れ(破監の具に足るもの)を張りつけ巧に粘張して包藏せしを發見せしとあり又一の注意を要するとは書籍の中に狹紙をなせ

しものあり(狹紙とは價安き書籍などに本書の紙數にては冊の薄きより書冊の嵩を厚からしむるため一枚の間に反古を狭むとあり)此狹紙は素と反古あれは多くは新聞紙なり或時斯かることあり差入に來りし一本あり取て檢すれば右狹紙あり一々之れを檢せしに右狹紙は吉原細見(細見の姓名年齢均不明)の反古ありき、
(北海道道投す)

●東京感化院教務一斑 (承前)

○修身教誨

毎週二回三回位つゝ克化殿に全家族を會して修身の教誨を爲す此教誨の講師は院長及び教部(教職の重立たるを教部と云數年院務に従事し學問實驗二つなから備へたる者之に任ず)に限る其他の役員は學問の教授はあらずと雖も克化殿の教誨はあらず事を得ず、さて午後一時招呼の太鼓を相圖に當番の視察一人家族一同を率ひて克化殿の中の間に着坐せしむ待遇生は羽織袴、其他は袴のみ着す、講師は黒色の式袍に同色の式帽を冠り、手に中啓の扇を以て「カツラ」附に腰掛、机に對して講話す(式袍は狩衣の如くにて袖少しく小なり露は白色と水色なり切袴を穿つ昇等式、入院式總ての式には必ず着す)其教誨は明

治廿三年の勅諭に基き尤も古今の事實物語を多く談話平易に、言語卑近に、面白味を加へて退屈せしめざる様にす。教誨の首めと終りには一同みな手をつきて禮をのふ、講師もまた之に應ず

○賞罰

品行の調査と學科試験の點數とを合せて賞罰の案をたて、教部、視察を主教部に會して評議す、賞の重きを感狀とす次を賞狀とすみ奇詞を以て賞し物品を與へず、目録若くは、物品を以て賞するは輕き事となす、家族中感狀を持て居るものは大に榮譽とす、賞狀にまた一ケ年二回も得たる者は歳末に於て必ず特別の賞に預るのみならず不時の援擢を蒙る事もなきに非ず、罰則は謹慎室に靜座せしむるを重しとす幼年者は視察所に整立せしむ、月末に呵責せらるれば同家族の者大に之を輕蔑して同族の顔を汚したりなと云て二三日間言語を交へざる風あり、また同室より犯則者出れば長子の首尾もよからず、他の家族へ對しても巾が利ぬと云有様ゆへ互に注意もし忠告もし手に餘れば密に視察所へ告るなど云事なり、此等の風俗を養ふには最も苦心せし事ありと云

○役付

て各々一尺も前へ進ん事を希ふ故に家族生に取りて等級を重んずる事實に豫想の外ありとす、名譽の念を養成する事は感化上頗る必要の事にして此法あるがために數十名の少年を靜肅にして能く教令に導ふなり

○氣風

家族一般の氣風は穩かある方なり、院長役員の命令は如何なる事にても當座に之を拒むと云事なし甚た自己に不利ある事あれば一度受をして退て更に情願する有様なり、故に院内には腕力をもて家族を制したる事なくまた大聲に呵立るなど云事は曾てなし、役員に逢ば必ず立禮をなす、克化殿にては平伏して敬意を表す、朝の起床、夜の就床、室内に坐して役員の來るを俟ち互に挨拶をのふ、食事の節入浴の時みな多少作法を守りて會釋せざるものなし、風俗己に斯の如くれば一時に二名三名新入者ありても自然に其風俗は混化されて暴を働く事能はざる有様なり

○小遣錢使用

家族の十等以上の者は毎日曜日に自己の小遣錢を以て紙筆墨、諸雜誌、繪雙紙、菓子、果物、その他制限内

家族室に各々長子と云者あり、家族中の年長者にて能く室内の世話をするべき器量を撰みて命ぜらる一人の長子にて九人十人の世話をする者なり、掃除の指揮、食事の節の心掛、夜具のあげ下し、みな長子の預る處なり故に長子たる者は名譽として之を望むか多しと雖も實は自己の修業にある業多し、長子は毎月一度院長宅に於て慰勞の茶菓を饗せらるまた臨時待遇を受ける事あり

○感化號

入院生は實名を稱する事を禁し入院の當日感化號を與ふ、名字の一字を取り之に號を加ふ例へは加藤清正ならば之に忠敬と云號を與へて藤忠敬とよぶ、福島市松ならば之に正道と云號を與へて福正道とよぶの類なり故に入院生互に名を知らしめず、且つ入院前の事情を院内にて話すを禁じ、本籍父母の名等を語る事また嚴禁なり

○席次

家族の席次は等級に従ふ克化殿の西の入側北の方を上席とし一等生より順次列座す七等以下は東の入側に座す品行正しく學業に進歩著しき者にて銀章を佩用する者は中堂に座す、神拜の席をのく區別あり

の戲遊品何にても購入する事を得るなり、小遣錢五十錢以上の者は其半を貯金せしむるもあり、自己にて足袋手拭等を購ふ者もあり、給養生に至ては尤も多貯金せしむる事あり

○文庫

文庫には和漢の歴史、隨筆、小説、物語等を藏し毎週家族に貸與し自室に於て閱覽せしむ

○歌會

歌會は教授所に於て開くを稽古の會とし、克化殿に於てするを正式の會とす、常に出席は廿四五名幼年家族より出る者も常に四五名あり、會主は院長之をつとむ、題はすべて當座に出す一席に二題三題位なり讀出れば直ちに發聲して披露をなす優等なるには賞を與ふ

○改良の成績

入院生十人に對して五人は必ず改良せしむべき見込なりと云入院後性質の調査、不良原因の研究等に三四月を要す、改良すべき見込ありや否やと定むるは少くも六ヶ月を要すべし、改良の見込なしと認定するも、依頼主より強て在院を望まれば永き歲月の間に改良の端緒を發見する事もやと之を諾す事あり

り、見込の已に立たるは二年ほどにて改良生として出院せしむる事を得、いかに永くも五年以上在院せしむる事はあらず其の愚鈍、白痴、の如きは固より入院を許さず

改良の効の年齢に關係する著大なり、十三才以下の者は十人の七八改良の効あり其以上に至ては十中の五才以上に至ては十中の三四位に過ず (完)

監獄醫會

を東京集治監内にて開設せられたり開會初日は維れ明治二十六年四月十三日にして三日間繼續せり來會者は醫學士井上穂藏萩原彌四郎久保恭吾嶋津堀義水宮地良治(以上警視廳)大島甲子郎(京都府)鈴木元正(神奈川縣)橋村三圭(埼玉縣)齋藤欽次郎(群馬縣)森理記(千葉縣)井上虎丸(朽木縣)萩谷忠(茨城縣)樋村龜作(山梨縣)小笠原虎雄(長野縣)坂主越太郎(靜岡縣)板津七三郎(愛知縣)岩松猛次郎(岐阜縣)醫學士磯藤(福島縣)田代正、安田有秋、大場秀意(以上東京集治監)福田重平(三池集治監)萩原達彦(北海道集治監)川島義夫(全上釧路分監)の諸氏にして會長は田代正氏(東京集治監)副會長は井上穂藏氏(警視廳)投票に依り當選し監獄衛生及醫務上の事に就き種々の

協議を遂げられたり小野田警保局長水上内務大臣秘書官は繁忙寸暇をきにも拘はらず萬障差繰り一回臨場せられたる趣なり監獄醫諸氏の會合して實務上に就き協議を遂げられたるは今回を以て嚆矢とす

監獄協會第三回常集會

は四月九日午後一時より例に依りて東京上野公園内韻松亭に於て開かれたり當日來會者は貴族院議員小原重哉北海道集治監典獄大井上輝前全分監長畑一嶽埼玉縣典獄山室元吉栃木縣典獄甲斐秀成群馬縣典獄福原三義警保局監獄課長小河滋二郎全課員神谷彦太郎全員木倉全山上義雄警視廳石川島監獄支署長前田傳全廳看守長東郷助五郎全堀順信全廳書記中村襄全廳監獄醫宮地良治全神原精造全廳看守仁禮俊彦全廳押丁野口吉藏埼玉縣看守長岡部伊三郎栃木縣看守長越路代次郎東京集治監書記蘆立安之全監教誨師後藤誠謙監獄協會庶務委員佐野尚法學院卒業生福澤勇太郎貴族院速記者築本會事務員木村良承の諸君にして小原重哉君會長の勞を取り議題は第一支署に看守部長を置くは必ず一人に限るべきや又たは二人迄は差支なきや如何、第二別房留置人には凡そ六ヶ月間留置するものとを其間の費用を給與して歸郷旅費

其他就職の資本に供せしむるに爲す如何、第三、監獄則第廿五條全施行細則第六十二條は禁治產の者に治產を許すに當るを以て削除する如何、第四窄衣施行の時限を定むる如何にして協議の末第一は二人置く說多數にて之に決し第二第三議題は議題とならず第四は次會迄猶豫し熟考するに決して散會せり散會後懇親會を開き大井上集治監典獄畑分監長山室埼玉縣典獄甲斐栃木縣典獄小河監獄課長并に神谷真木山上蘆立佐野の諸氏來會せられたり

教誨の區域に就て

教誨は囚人及懲治人に對して悔過遷善の道を講し其惡心を翻正せしめて善心に立ち歸らしめ以て教誨の教誨たる特能を發揚すべきは勿論なりと雖も幼年囚等の家庭教育如何と顧みれば多くは繼母の無情を恨み又は父兄の虐待をはかなみ家にあるよりは監獄にて消日する方遙かに安樂にして家に歸るを厭ひ又は父兄等の惡事を教唆する者あり如此囚人に對して教誨を施し監獄内のみにては感化遷善の實を顯はし如何は必前非を悔悟するに至るも其家に歸や忽ち犯罪を重るの已むを得ざる悲況に陷る者尠からず斯くては教誨の効果を全ふすること能はず聞く獨逸國に於

ては教誨の効能を全ふせん爲め外部即ち家庭教育如何を視察し在監人の父母等にして其行爲宜しきを得ざる者には其家に就き先づ父母を訓誡して其行爲を匡正し子弟に對する道を守らしむることを勤むと故に囚人の入監中は勿論其出獄後と雖も教誨師たるものは屢々其家を問ふて間接に教誨する由努めたりと云ふべし本邦に於ても熱心なる教誨師諸君中には出獄囚を自家に住居せしめて益々改悛の情念を涵養せしめらるゝあり職掌柄と云へ敬服感佩の外なきあり要するに教誨は監獄に於ける一偏の説教訓諭のみに止めては効驗薄きを憾む世の教誨師諸君以て如何となす敢て一言すること爾り

寄書

監獄改良ノ前途

在 栃 木 合 宿 生

吾人ハ監獄改良ヲ絶叫セルノニ徒黨ナリ、起テヨ天下ノ同感諸士、此ノ赤熱ナル叫聲ハ、何故ニ社會ニ透徹スルノ、斯ク稀薄ナルヤ、……草萌へ、花笑フ、聆蕩タル春時、滿目ノ光景、如何ニ艷麗ナル、風采ヲ

粧フテ、吾人ヲ歡迎シアルカ、起テヨ天下ノ同感諸士、吾人カ手ヲ携テ、此ノ愉快ナル、一大園圃ニ、散策ヲ試ムルノ日ハ、知ラス、何レノ年ニ之ヲ求メントスルカ、……境遇ノ周邊、深ク斯業ノ幽微ヲ闡察セハ、監獄ノ改良、噫、亦待チ遠シ、改良テウ熟語ハ、進歩時代ノ愛スヘキ、慣用文字ニモ拘ハラズ、彼ハ何故カ、中心恐ルヘキ險性ヲ包藏シ、事業ノ前途ニ、種々ノ山河ヲ横ヘテ、故ラニ吾人カ跋涉ノ氣骨ヲ試ムル乎矣、監獄現時ノ狀況亦タ然ラスヤ、回顧スレハ、既往幾百年、社會ハ頗ル冷淡ナル感情ヲ以テ、雲煙視シタル斯業ノ經歷モ、時勢ノ進歩ハ、漸次幾分ノ注意ヲ喚ヒ起シ、獄舍構造ノ如キ、遇囚規律ノ如キ、爾來歩ヲ踏テ、稍ヤ改良ノ緒ヲ開キ、諸般ノ方針、著シク舊時ノ面目ヲ一新セリト雖、未タ容易ニ、吾人ノ満足ヲ購フエ足ラス、曾ニ満足ヲ購フニ足ラサル而已ナラス、所謂千里ノ行程、一步ヲ踏ミ出シタル者ニシテ、前途渺茫、眼光ノ及ハサル所、幾多ノ障礙柵ヲ堅メテ吾人ノ進路ヲ遮ルヲ、起テヨ天下ノ同感諸士、此際身ヲ獄務ニ委ヌル者、將來何等ノ決心ヲ以テ、之ニ對セントスルカ、

活眼ヲ拭フテ、社會ノ風潮ヲ觀察セハ、國家カ階級的ノ比例ヲ爲シテ、漸次發達ノ兆候ヲ呈セルノ時期ハ、事々物々、氣運ノ嚮フ所、自然ノ必用ヨリ、之レカ改良ヲ促ス者ニシテ、一般ノ通則概チ皆然リ、只タ此ノ必要ヲ感シ、此ノ改良ヲ望ム、團體ノ分子カ、原動力ノ強弱ニ由テ、遲速如何ヲ判セルノミ、起テヨ天下ノ同感諸士、吾人ハ徒ラニ、秃筆ヲ弄シテ、一時ノ放談ヲ快トスル者ニ非ス、……靜思沈神、監房ノ周圍ヲ往返シ、彼レ幾多ノ罪囚カ、肩ヲ列ヘテ整座セルヲ見ハ、万斛ノ感慨覺エス胸ヲ衝テ來ル嗚呼此ノ修羅場裡、試ニ一番ノ類族ヲ分テハ、……等惡奸黠、數犯法網ニ觸レ、頑冥恥チナルノ老賊モアラシ、正義堂々傀儡、國事ヲ論シ、機會誤テ、諸衣ヲ纏フノ政黨家モアラシ、或ハ幼齡、眞ニ皎潔ナル、無垢ノ心身ヲ以テ、知覺ノ不充分ナル、知ラス刑辟ニ觸レ、此ノ忌マハシキ、鉄柵ニ幽セラル、ノ少年モアラシ、或ハ犯罪ヲ以テ、一種ノ生業ト爲シ、稱スベキ手足ノ完具セルニモ拘ハラズ、終生ノ過半ハ、獄舍ニ日ヲ送ルノ習慣犯者モアラシ、……彼ノ斑白、腰ヲ擁スルノ老爺ハ、何ノ罪ヲ犯カセシゾ、嬋妍花ヲ欺クノ美人ハ、何ノ刑ヲ被ムルゾ、均シク國家ノ法

紀ニ觸レ、同シク社會ノ刑罰ヲ受ルモ、罪質ノ區分ハ、實ニ千差万別ニシテ、未タ容易ニ名狀ス可ラス、吾人ハ此ノ實況ヲ一見シ、念頭果テ何等ノ感情ヲ起スヤ、……如何ニセハ、罪惡ノ傳播ヲ豫防スルヲ得ベキ、如何ニセハ、已往ノ惡念ヲ感化スルヲ得ベキ、懲戒ノ實旨何ヲ以テ擧ラン、教誨ノ效用何ヲ以テ達ケン、罪質ノ區分何ヲ以テ行ハン、同囚ノ交談何ヲ以テ制セン、……再犯ハ如何ニシテ止ムルヲ得ヘキ、懲罰ハ如何ニシテ減スルヲ得ヘキ、記シテ茲ニ至レバ、監獄ノ改良ハ、事業ノ經營ト、其ニ益々困難ヲ感スルニ非スヤ、

犯罪ハ果テ、國家ノ發達ヲ蠱害セルノ、病毒ナリトセハ、此ノ病毒ヲ治療セルノ、監獄ハ、尤モ國家カ發達ノ上ニ、必要ナル者ニ非スヤ、斯ル簡單ナル道理ハ、如何ニシテ社會ニ認識セラレサルカ、固ヨリ監獄ハ、遇囚本來ノ素性トシテ、成ルヘク社會ト頻繁ナル、交通ヲ避クルノ傾アル者ナレハ、之カ注意ヲ、喚起セルノ薄キモ、蓋シ止ムヲ得サルノ原因ナリト謂フヘシ、然リト雖、吾人ハ漫然、其成行ニ放任スヘカラス、

起テヨ天下ノ同感諸士、監獄改良テウ、想望ヲ饗サ

ハ、劈頭第一社會ノ注意ヲ、喚起セルノ手腕ヲ振ハサル可ラズ、一ハ治獄ノ規程ヲ以テ、社會ト頻繁ナル交通ヲ遮ラレ、一ハ古來ノ去眠ヲ夢メム、社會ノ多數ヲ醒覺セシムルヲ、吾人ハ此ノ難局ニ處シ、如何ナル方針ヲ以テ、運動ヲ爲サントスルカ、……試ニ維新以來、國情進歩ノ沿革ヲ稽查セヨ、制度ニ、文物ニ、百般ノ事業ハ、駭々究リナキ、龍虎ノ勢ヲ以テ、歩武ヲ進メシカ、世局ノ大勢、深ク真相ヲ看下セハ、漫ニ氣運ノ嚮フ所ニ而已、斷スヘカラス當時社會ハ、皆チ其ノ必要ニ迫ラレ、團體ノ分子カ個々ノ運動ハ、宛然茲ニ一隊ノ主唱軍ヲ編成シ、呼號ノ叫聲ハ、普ク一國ノ全部ニ反響シ、之ヲ言論ニ訴ヘ、紙面ニ曝シ、氣憤ノ應スル所、漸次改良ノ舞臺ニ、抽ヲ列ラヌルニ至レリ、……翻テ我カ監獄事業ノ、境遇如何ヲ觀察セヨ、國庫支辨案ハ端ナクモ兩度ノ失敗ヲ取リ、司獄官練習所設定ノ計畫ハ、未タ一議モ經サルニ、樞府握殺ノ不幸ニ遭遇シ、今ヤ亦タ、地方ノ典獄ハ奏任地位ヲ晉ユヘシトノ風説ヲ耳ニセリ、筆頭茲ニ至ル、轉テ慨嘆ニ耐ヘサル也、僅カニ監獄ノ改良ヲ唱フル者アレハ、之レ皆ナ當局者カ、專有ノ嘖々ニシテ、未タ社會ノ局外者ヨリ、其

ノ必要ヲ口ニセシヲ見ス
前途多忙ナル、此ノ大事業ヲ控へ、四面楚歌ノ裏ニ
立テ、毅然屈セス、鼓ヲ打チ螺ヲ鳴ラシテ、之レカ
埠頭ノ燈明臺トナルハ、知ラス何人カ此ノ衝ニ當ル
、……起テヨ天下ノ同感諸士、有望ナルカ、無望ナ
ルカ、吾人カ改良ノ端緒ニハ、獄舎ノ改築モ必要ナ
ルベク、吏員ノ選任モ必要ナルヘク、雜誌ノ發刊モ
必要ナルベク、公會ノ言論モ必要ナルヘシ、一國ノ
經濟ハ、果テ完全ニ監獄ノ改良ヲ許スカ、天下ノ輿
論ハ、果テ適切ニ監獄ノ改良ヲ認ルカ、……之レ經
濟ノ許サ、ルニ非ス、輿論ノ認メサルニ非ス、社會
ノ多數カ、注射セル觀念ノ乏シキ而已、嗚呼此ノ觀
念ヲシテ、雨ノ如ク、霰ノ如ク、驟然トシテ斯業ニ
熱注セシムルノ大任ヲ帶ヒツ、アル者ハ、知ラス、
何人ソ、吾人ハ遠慮ナク、之ヲ天下ノ同感諸士ニ托
スルノミ、

筆ヲ擱セハ客アリ、本草ヲ一讀シ、大ニ嘲テ曰ク、
君亦タ誇大ナル哉、如何ニ年壯血氣ノ逸ル所トハ云
へ、徒ラニ斯ル放縱ナル、取リ止メモナキ、漢說ヲ
吐テ、之ヲ何處ニ投セントスルカ、生亦タ憶セス立
ロニ答フ、我カ益友タル監獄學雜誌ニ寄セント、客

益々冷笑、再四強テ止ム、……生ハ固ヨリ監獄テウ
經驗ニ對シテハ、宛ト絶無ト云フモ可ナリ、僅ニ二
三月、初メテ身ヲ獄務ニ委テ、百般ノ規程、未タ全
然咀嚼セルヲ得スト雖、登門勿々、浮ヒ來ル幾多ノ
疑問ハ、見ヨ別稿二三ノ實地問題アリ、此ノ問題ヲ
掲クルノ前、豫メ本草ヲ寄セテ、敬愛セル幾多ノ讀
者ト、初見參ノ辱知ヲ求ムルノミ、若シ夫レ、旨義
ノ明晰ナラサル、所論ノ精確ナラサルハ、生カ經歷
日淺キヲ以テ、一ニ大方ノ諒知ヲ請フノミ、客カ冷
嘲、生亦タ毫モ介セス、



蒼海一滴

クローチ翁尙は語を繼て

上等司獄官會議 (Conferenz der Oberbeamten.)」の事に論及して曰く監獄に於ては
獄務の統一を計り行刑の旨義を的實正確に貫徹するが爲めに上等司獄官會議
を開設するを必要とす蓋し該會議は監獄に於ける智識交換の機關にして一は
以て典獄を輔佐し一は以て僚屬薰陶の場所に供するものなりとす我監獄に於
ては大概毎日一定の時間に於て之を開き行狀の調査作業の賦課懲罰の沙汰恩
典の許否其の他何事にまれ獄務上稍々重要ある事項はすべて之を諮詢審議せ
しむるの例規を實行し尙ほ予は屢々此の會に於て講説若くは論達を爲す所あ
り之に據つて我が職務に利する所あるは言ふを須たず四肢をして能く頭腦の
意思を領得し併せて又治獄遠達の理術に通曉熟達せしむること少小にあらざ
予は實に此の會議を以て上等司獄官吏の養成に必要欠くへからざるの機關と
信じ又爾かく之を利用することに怠らざるなり而して我が監獄に於て此に列
席せしむるものを八名とす即ち教誨師二名教師二名監獄醫一名理事二名筆記
者曰く恐くは三名の誤あらんか書記一名即ち是れなり但し教誨師と監獄醫と

は必ずしも常に列席せしむるもの非ず
看守養成の必要あるが如く上等司獄官吏も亦た之をして職務に訓練せしむるの必要なること論を俟たず蓋し一將は得難く万卒は之を得ること必ずしも至難に非ず上等官吏は即ち獄務一方の將たるべき所の者之を得るの困難なること實に豫想の外にあり人は曰ふ監獄事業が制度の完美せる割合に又改良の聲の高き割合に發達進歩の比較的遅々たるを免れざる所以のものは職として官吏殊に上等司獄官吏に適當の人物を欠如するにありと予も亦た實に爾かあるべきを確信して疑はせざれば如何せば適當なる人物を得べきやの問題は大に予輩監獄社會にある者の論究を要すべき事項たち走んばあらざるあり、フライングマン(獄務全書の著者)氏の如きは曾て監獄官豫備校を建て、學理的及實際的に此の専門科學を教習訓練せしむるの必要を唱説し既にバーデン政府は之を採用して其のフライブルグ地方監獄の内に創設し若々良好なる成績を呈するものあるを見るを得たりヤーゲン氏の考案に據れば所謂豫備校なるものは大學所在地の監獄内に創設し學術の科目殊に刑法、心理學、國家學、行政學は大學教授(監獄官吏中に相當の學力及時間ある者を得ば殊に可なり)に之を委囑し獨り監獄官吏たらんと欲する者のみに限らず尙博く將來の監獄事業に關

係を有する所の職業に従事せんと欲する者又は一般に學術究研の爲めに此科學を修練せんと欲する者を入學せしむることを要す(判事、檢事、一般の行政官、僧侶、醫師等の如きは即ち職務上監獄事業と關係を有するものなりと云ふへし)若し夫れ斯かる方法を實行するを得ば其の結果、雷だに適當なる人物を監獄に收用し得るの直接効果あるべきのみに非ず間接には又大に監獄科學の普及を擴張し終に上流社會をして他の國家事業に比して決して此の事業の卑下淺劣のものにあらざるを領得せしむるに至るべし、之を知らざるが故に之を顧みず、之を顧みざるの結果、或は輕蔑とあり或は擯斥となる、監獄事業目下の憂ひは未だ其の性質の天下に知られざるより憂ふべきはなし、好んで此の門に入る所の者、老朽、事に堪へざる者にあらざれば即ち衣食に汲々たる所の落魄生、用ふべき者は去り留まる者は即ち用を爲さず斯くの如き人物を以て又斯くの如き境遇に於て監獄官吏を組織するの止むを得ざる間は到底、完全なる監獄事業の改良發達を期待し得べきにあらざること炳として火を觀るよりも尙ほ明かありと謂ふべし、監獄官豫備校の創設は予も亦た大に之を賛成するの一人にして知友フール氏の如きは特に一篇の論文(監獄誌叢第十四卷を公けにして大に之を賛成する所以の趣意を詳説せり、貴國に於ても亦た輓近監獄官練習所あるものを

創設せられたりと聞く卓見と謂ふの外なし予は其の前途の必す多望たるべきを確信す只だ願はくは漸次其の規模を擴充し終には彼のヤーゲマン氏の考案を實行するの程度まで進及するに至らしめられんことを切望す (以下次號)



期ニ屬スル食糧ヲ受ケ順次遷移シテ以テ其ノ刑期ニ屬スル食糧ヲ受クルニ至ラシムベシ是レ能ク尋常ノ智見ニ副ヒ又能ク正義ニ適スルノ處遇法ナリ

ト該委員ハ尙ホ語ヲ繼ヒテ曰ク「蓋シ重大ナル犯罪者ニ與フルニ稍々輕微ナル犯罪者ノ受クベキ食糧ト著シキ相違アル食糧ヲ以テスルハ不當ノ甚シキモノニシテ之カ爲メ司法ノ本旨ヲ害スルコト劇甚ナリトス是故ニ凡ソ囚徒ハ其ノ刑期ノ如何ニ拘ハラス先ツ最下低ノ食糧ヲ受ケシメ而シテ其ノ刑期ノ伸長ニ隨ヒ順次之ニ相當スルノ食糧ヲ給スルモノトスベシ但シ病疾等ニヨリ特ニ醫官ノ除外シタルモノハ格別トス」ト

然ルニ愛蘭土郡市監獄食糧制審査ノタメ一千八百六十七年ニ任命セラレタル委員ハ殆ント之レト正反對ナル意見ヲ持シ實ニ左ノ數言ヲ用テ之レヲ表明シタリ曰ク

若役ニ處セラレタル囚徒ニハ其受刑ノ初期ニ於テ最下低ノ食糧ヲ給スルノ法即チ所謂進級食糧制ナルモノ、當否如何ハ審カニ委員ノ考覈シタル

所ナリトス
然レ此ノ處遇法ハ最惡結果ヲ生スベシトハ是レ委員ノ斷言スルヲ躊躇セサル所ナリ

蓋シ囚徒ガ痛ク自由ノ缺乏ヲ感ジ、最モ心身ノ苦惱ヲ覺ユルハ實ニ監禁ノ初期ニ在リトス、即チ監禁ノ當初ニ於ケル囚徒ノ心思ヲ察スルニ或ハ罪過ヲ追悔スルモノアルベク、或ハ其ノ發覺ヲ恨ムモノアルベク其他沈鬱憂悶等皆是レ術術興奮ヲ要スルモノタラサルベカラス、之ヲ要スルニ獄内一切ノ事物皆生力ヲ耗糜スルモノタラザルヲ得サルナリ、今若シ之レニ加フルニ粗惡ノ食糧ヲ以テシ僅カニ露命ヲ繋クニ足ルノ食物ヲ給與スルモノトセバ苦役ノ刑ハ如何ニシテ之レヲ執行スヘキカ、思フニ囚徒ハ役業ヲ執ルコトヲ得ズ、而シテ其ノ健康ハ益々損傷シ醫師ノ救護ハ之レヲ求ムルコト急ニ、而シテ食糧ハ更ニ之レヲ増給セザルヲ得ザルニ至ルベキハ必然ノ結果ナルベシ、所謂進級食糧制ナルモノ、採用スヘカラザルコト復多言ヲ要セザルナリ

夫レ斯ノ如ク第一ノ委員ハ進級食糧制ヲ以テ「最モ能ク尋常ノ智見ニ副フモノ」トシ、而シテ第二ノ委員ハ「此ノ處遇法ハ最惡結果ヲ生スベシ」トシテ之レヲ擯斥スルニ拘ラズ、尙ホ能ク此ノ兩委員ノ報告書ヲ熟讀スルトキハ兩者ノ意見、斯ノ如ク正反對ニ出ツルニ拘ハラズ、其間ノ差異蓋シ太甚ナラザルヲ發見スベシ

本委員ノ見ル所ニ依レハ此ノ兩派ノ意見俱ニ多少ノ眞理ヲ包有セリ、是ヲ以テ凡ソ安全ヲ保持シ且ツ能ク監獄食糧ノ本旨ヲ貫徹センニハ宜シク兩派ノ意見ヲ參互シ以テ其中道ヲ探ラサルヘカラス、是レ本委員ノ斷言スルニ躊躇セサル所ナリ

蓋シ進級食糧制ヲ否トスルノ論旨ハ此制度ノ實行ヲ推擴シテ極度ニ及ボスノ場合ニノミ適スベク他ノ場合ニ適スヘカラス他語ヲ以テ之レヲ言ヘハ此ノ論旨ハ進級食糧制ヲ實施スル或ル格段ナル方法ニ就テノミ之レヲ云フヲ得ベク、決シテ進級食糧制ノ本旨ニ就キ之ヲ云フベカラス、蓋シ進級制度ノ利益ハ其ノ實施ノ方法如何ニヨリ敢テ他ニ損害ヲ及ボスコトナクシテ能ク之

監獄論

レヲ收ムルコトヲ得レバナリ、而シテ其ノ之レヲ實施スルノ方法如何ハ後段ニ於テ更ニ説述スル所アラントス

將タ又囚徒ノ体力ト健康トヲ維持セシニハ如何ナル食糧ヲ以テ充分ナリトスヘキカ此ノ問件ニ對スル委員ノ答申ハ實ニ左ノ如シ

監獄ノ食糧制ニ關シ幾何ヲ以テ充分ナル分量トナスヘキノ問件ハ屢次論議ヲ經タル所ナリトス然ルニ此ノ問件ハ確實ナル解答ヲ得難キノミナラズ、到底單一ナル解答ヲナシ難キ所ナリトス蓋シ充分ナル分量ハ數理上解説シ得ヘキ分量ニアラザレバナリ

凡ソ監獄ニ於テ採用スル食糧制ハ其ノ量定ノ如何ヲ問ハス、常ニ必ラス一箇ノ缺失ノ之レニ附着スルモノアリ、即チ年齡ノ長短、体量ノ輕重、特質ノ異同、其ノ他体格ノ如何ヲ問ハス、總テ囚徒ニ同一ノ食糧ヲ給スルノ法ハ實ニ監獄食糧制固有ノ缺失ナリト云フヲ得ヘシ、然ルニ食糧ノ量定ハ素ト管理ノ必要上ヨリ生スルモノニテ、獨リ監獄ノミナラス、軍隊、軍艦等苟クモ多數ノ人衆ヲ取扱フ場合ニ於テハ一定ノ分量ヲ取リテ之カ標準ヲ設ケサルヘカラズ、今ヤ本

監獄論

委員ハ監獄食糧制ヲ編製スルノ任務ヲ負ヒ之レヲ遂行セントスルニ當テハ常ニ概數ニ注意シ以テ一定ノ標準ヲ設ケサルヘカラス、又此ノ標準ニヨリ實務ヲ行フノ吏員ハ格段ナル場合ニ際シテハ格別ノ方法ヲ以テ之レニ應スルノ覺悟ナカルベカラズ加之ナラズ所謂充分ナル食糧如何トノ問題ハ費用ノ問題ト密着スルガ故ニ兩者相分離シテ之レヲ考究スルハ爲シ能ハサル所ナリトス、是ヲ以テ本委員ハ確信ス、本委員ニシテ食糧制ヲ編製スルニ當リ若シ囚徒ヲ生養スルノ人ハ即チ囚徒カ其ノ非行ヲ以テ損害ヲ加ヘタルノ人ナルコトヲ忘却シタランニハ本委員ハ未タ其ノ職務ヲ全フセルニアラサルコトヲ、即チ費用ノ關係如何ヲ考量シ以テ食糧制ヲ編製スルハ實ニ本委員ガ社會公衆ニ對シテ負フ所ノ重要ナル責務ナルコトヲ確信ス、彼ノ徒ラニ監獄ノ食糧ヲ好美ニシ、以テ益々犯罪者ヲ招致スルカ如キハ最モ戒心ヲ加フベキ所ニシテ、凡ソ此等ノ諸點ニ注意スルト同時ニ又能ク囚徒ノ需要ヲ察シ相互ニ混和折衷シ以テ兩々其宜シキヲ得セシムルコトヲ務メサルヘカラズ

委員ハ又答申シテ曰ク

監 獄 論

委員ノ受ケタル敎書第五段ノ問件ハ「食糧ノ制ハ之レヲ一定シ、全國ヲ通シテ一樣ノ食物ヲ給スヘキカ、又ハ地方毎ニ各別ノ食糧制ヲ設クヘキカ其可否如何」ト云フニ在リトス、此ノ問件ハ最モ深奥ナル考察ヲ要スルヲ以テ委員ハ各種ノ理論ト夥多ノ事實トヲ蒐集シ以テ彼此較量スルヲ必要ト認メタリ、依ヒテ全國各地ニ於ケル勞役社會ニ於ケル食糧ノ如何ヲ查察シタルニ其ノ食糧ハ各地方ノ間多少ノ差異アリト雖ドモ而カモ其差異ハ滋養分ノ多寡ニ在ラズシテ食物ノ資質ニ在ルノ事實ヲ發見セリ且ツ又勞役ノ程度殆ント相均シキモノニ在リテハ食物ノ分量及ヒ滋養分ノ多寡ニ至リテモ又大ナル差異ナキ事實ヲ發見セリ、加之ナラズ職工工夫ノ食糧ニ至リテハ各地方殆ント同一ニシテ僅カニ少許ノ差異アルノミナラズ、稍々之レニ優ルノ勞役者ニ至リテハ其ノ食糧ノ差絶ヘテ之ナキナリ、一般勞役社會ノ狀態、斯ノ如ク其ノ食糧ハ各地方ノ間著大ナル懸隔ナキヲ以テ委員ハ地方毎ニ各別ノ食糧制ヲ設クルノ必要ヲ感セザルナリ殊ニ本委員カ受ケタル敎書ニ依レハ監獄ノ食糧ハ務メテ畫一ヲ保持スルヲ必要トスルモノナルニ今殊更ニ地方毎ニ殊別ノ食糧

緊急廣告

内務省監獄課員神谷彦太郎君譯

○英國グイェン^{ベントン}獄事情 全壹冊 代價郵稅共金二十八錢

本書ハ大英國ノ模範獄トシテ有名ナル「ベントングイェン獄」ノ事情ヲ譯出セラレシモノニ係ル開クトコロニ依レハ目下巢鴨池袋ニ建築セラル、監獄モ専ラ此ベントングイェン獄ノ構造ヲ基礎トセラル、ト云ヘハ獄事家タル者ノ宜ク一讀シ給フヘキ良書ナリ

大日本監獄協會佐野尙君譯

○歐米監獄事情 第十冊既刊

壹冊代金四十九錢乃至金二十五錢
本書ハ廣ク歐米監獄ノ事情ヲ得意ノ精筆ヲ以テ翻譯セラレシモノナレハ獄事家ノ座右ニ欠クヘカラルル參考書ナリ

佐野尙君譯

○佛國監獄改良論 上卷 代價郵稅共金二十八錢

本書ハ佛蘭西監獄改良ニ依テ來リシ所ヨリ其今日ヲ致シタル顛末ヲ論述シタル原書ノ意義ヲ秋毫モ誤ラス最モ詳細ニ譯出セラレシモノナリ

宇川盛三郎君講述
○監獄論 全壹冊特別割引代價郵稅共金十四錢

長野縣書記官小野田元熙先生著

○泰西監獄問答錄 全壹冊 代價郵稅共金七十五錢

佐野尙君譯

○佛國監獄改良論 下卷 代價郵稅共金二十八錢

神谷彦太郎君譯

○華氏監獄論 全壹冊 代價金四十錢

佐野尙君譯

○萬國議事提要 全壹冊 代價金六十錢

神谷彦太郎君纂述

○英國獄事問答 全壹冊 代價金五十錢

右監獄論以下六書ハ賣切ニテ目下絶版ニ候得共何レモ獄事家ニ欠ヘカラル最緊要書ナレハ本院ハ豫約ノ便法ヲ設ケ申込五百名ニ滿ツレハ直ニ出版各其代價ヲ以テ速ニ送本可仕候間續々御申込被下度候

明治廿六年一月

東京牛込神樂町
二丁目廿二番地 臨池書院

